平成27年第3回

おいらせ町議会定例会

会議録第3号

おいらせ町議会 平成27年第3回定例会記録

		うせ町議会				第3回定例会記述					
招集年月日	平成27年	平成27年9月3日(木)									
招集の場所	おいらせ町	丁役場本片	r 舎議:	 場							
開会	平成27年	59月8日	午	前 1()時()()	分 議長宣告					
散会	平成27年	59月8日	午	後 2	2時572	分 議長宣告					
	議席番号	,	氏	名		議席番号	ŀ	毛	名	,	
	1番	澤	上		勝	2番	澤	上		訓	
	3番	木	村	忠	_	4番	髙	坂	隆	雄	
	5番	田	中	正	_	6番	平	野	敏	彦	
応 招 議 員	7番	楢	Щ		忠	8番	JIJ	口	弘	治	
	9番	吉	村	敏	文	10番	澤	頭	好	孝	
	11番	西	館	芳	信	12番	西	舘	秀	雄	
	13番	佐	々木	光	雄	14番	松	林	義	光	
	15番	沼	端		務	16番	馬	場	正	治	
不応招議員	なし	なし									
出席議員	15名										
欠 席 議 員	5番	田	中	正 -	_						
	職	名	丑	5	名	職	名	丑	1	名	3
	町	長	=		正太郎	副町	長	柏	崎	源	悦
	総務調		田 .		富 栄	分庁サービ		松	林	光	弘
	企 画 財 政 税 務 認				道 彦 尚 生	まちづくり防町 民 請		松	林	泰 仁	之 生
	環境保健		柏松		由範		果長課長	小倉	向 舘	広	<u>生</u> 美
地方自治法第	農林水産		松		<u> </u>	商工観光		澤	田田	常	 男
121条の規定	地域整備	課長	澤	口	誠	会 計 管	理者	袴	田	光	雄
により説明の ため出席した	教育委員会	委員長	加	藤	正志	教 育	長	福	津	康	隆
者の職氏名	学 務 訳	果 長	泉	山:	裕一	社会教育・体	育課長	北	向		勝
	農業委員会	会長	Щ	崎	市松	農業委員会事	務局長	松	林	政	彦
	選挙管理委員会	会委員長	相	坂	一 男	選挙管理委員会	事務局長	田	中	富	栄
	病院事	務長	<u>山</u>		悠 治		委員	名さ		誠	<u> </u>
	監査委員事	務局長	中	野	重 男	環境保健課	長補佐	赤	坂	千	敏
						町送△】					

本会議に職務のため出席し	事	務	局	長	中	野	重	男	事	務	局	次	長	小	向	正	志
た者の職氏名	臨	時	職	員	吉	田	美	里									
	1	報告第	18号	放棄し	した債	賃権の	報告	たこつ	いて								
	2	報告第	19号	平成:	26年	三度 お	から	せ町	健全個	匕判腾	f 比率	及び	資金で	不足比	(率に	こつし	いて
	3	報告第	20号	平成 外の						市建調	設事業	(団特	定事	業及で	び特別	定事	業以
	4	議案第	54号	おいり	うせ町	丁多子	出産	祝金	支給釒	条例の	制定	につ	ハて				
	5	議案第	55号	おいり											いて	-	
	6	議案第	56号	おいり							Eする	条例	こつし	ハて			
	7	議案第		新町									Alle A	BB 1	1		den
	8	議案第	58号	青森!変更!						に委託	託す^	き事	薬に	関す.	る計	画の-	一部
	9	議案第		平成:													H /
	10	議案第	60号	平成 につ			3115	っせ町	国民	健康的	呆険怎	別会	計補	正予算	算()	第 1 -	号)
	11	議案第	61号	平成号)	2 7 年		3NE	っせ町	·奨学	資金的	貸付事	事業特	別会	計補」	正予算	算(2	第 1
	12	議案第	62号	平成: につい	27年		から	せ町	公共	下水道	直事業	特別:	会計	甫正子	算	(第 1	号)
町長提出	13	議案第	63号	平成 号) /			さい ら	っせ町	農業	集落技	非水事	¥特	別会	計補」	正予算	算(注	第 1
議案の題目	14	議案第	64号	平成いて	27年	ド度 お	さいら	っせ町	介護	保険物	特別会	(計補	正予	算(第 1 -	号)	につ
	15	議案第	65号	平成 号) l			さいら	っせ町	公共	用地區	取得事	¥特	別会	計補]	正予算	算()	第 1
	16	議案第	66号	平成 2		三度 お	いら	せ町	後期高	高齢者	舌医療	特別:	会計衤	甫正子	算	(第 1	号)
	17	議案第	67号	平成いて	2 7 年	ド度 お	さいら	っせ町	病院	事業特	特別会	計補	正予	算(第1	号)	につ

議員提出						
議案の題目						
HH -24	to Vivi a plana a d	<u> </u>				
開議	午前10時00分					
議事日程	議長は、本日の記	義事日程を次のとおり)報告した。 —————	(別添付)		
	議長は、会議録	署名議員に次の2名を	を指名した。			
会議録署名	7	番 相	山重		忠	議員
議員の指名	8	3番 川		弘	治	議員
	議多	条 の	 経			
 日 程		発				
口 往	光 日 日	9 E			女	
	+ 7k 🗆 🖯	the little de de la lace		. erz 1 1		
	事務局長	修礼を行いますの		1.願います	0	
	(中野重男君)	礼。着席ください	\ 0			
会議成立	馬場議長	おはようございま				
開議宣告		ただいまの出席詞	養員数は15	人です。	定足数り	こ達しております
		ので、直ちに本日の	つ会議を開き	ます。		

なお、5番、田中正一議員は欠席であります。 (開会時刻 午前10時00分) 議事日程報告 馬場議長 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。 馬場議長 日程第1、報告第18号 放棄した債権の報告についてを議題 といたします。 当局の説明を求めます。 税務課長。 当局の説明 税務課長 それでは、報告第18号についてご説明申し上げます。 議案書の1ページから3ページをごらん願います。 (柏崎尚生君) 本件は、おいらせ町債権管理条例第13条第1項の規定に基づ き、町営住宅使用料及びおいらせ病院医療費について債権放棄し たので、同条第2項の規定により報告するものです。 主な内容は、住宅使用料1人8件、47万7,400円、医療 費15人20件、92万5,360円を債権放棄したものです。 以上で終わります。 馬場議長 説明が終わりました。 この際、質疑を受けます。 質疑ございませんか。 6番、平野議員。 この報告事項については、町の債権管理条例に基づいて町長が 質疑 6番 (平野敏彦君) 債権を放棄したときはおいらせ町議会に報告しなければならな いというふうになっておりまして、住宅使用料については1人で 8件、61年から平成5年までというふうなことで、この備考の ところに時効及び生活困窮というふうなことになっていますけ れども、生活困窮者で住宅の使用料が払えなかったというふうな ことになろうかと思いますが、あとのこの病院のほうの医療費の 件ですけれども、15人で20件あるわけで、年度を見ますと1 3年から18年までの期間、医療費の場合は多分時効が3年では なかったかと思いますけれども、こういうふうな短期間のものに

ついての債権管理条例の中で見ていきますと、強制執行とかさま

ざまな事項があるんですけれども、これらについてはどの辺まで 手だてをしても徴収できなかったのか、この点についてちょっと お聞かせをいただきたいと思います。 馬場議長 病院事務長。 答弁 病院事務長 それでは、お答えいたします。 今回の債権放棄した方は、15人20件となりますが、年度か (山崎悠治君) らいたしますと13年度から18年度まで、この間いろいろと督 促あるいは電話催告、そして臨戸訪問、戸別訪問して納入しても らうようにお願いしたわけなんですけれども、この中には生活保 護を受給している方、それから既に死亡されている方、そして住 居が不明、生活困窮という方々がほとんどでありまして、再三こ ちらのほうでも手だては尽くしましたけれども、実際は納付には 至らなかったということで、時効が3年なんですけれども、その 3年のうちで本人からの時効の援用もなかったということで、長 くいわば不良債務が残るということになりますので、この債権管 理条例が制定された以降、債権放棄するための手続を今とってい るわけなんですけれども、なかなか現実的には徴収が厳しかった ということでありますので、ご理解いただければと思います。 以上で説明を終わります。 馬場議長 6番。 今の説明で、生保、それから債権者の死亡、住所の不明、そう 質疑 6番 (平野敏彦君) いうふうなことで3年を経過したということで了解しました。た だ、これらを抱えることによって、病院経営のこの不良債務とし て経営が悪化を招くというふうなことも理解できました。いろい ろな事例があると思いますけれども、これからも適切に対応して 病院経営については心して当たっていただきたいと思います。終 わります。 馬場議長 ほかに質疑ございませんか。 **なしの声** (議員席) 馬場議長 なしと認め、本件に対する質疑を終わります。

以上で報告第18号を終わります。

馬場議長

日程第2、報告第19号 平成26年度おいらせ町健全化判断 比率及び資金不足比率についてを審議する前に、監査委員より提 出されております意見書について質疑を受けます。

質疑ございませんか。

6番、平野議員。

質疑

6番

(平野敏彦君)

監査の意見書に目を通しましたけれども、やはり一番私が、総 括意見のところで監査委員が指摘をしております不納欠損それ から未収金、これらについては将来的にも非常に大きな課題だと いうふうに書いてあります。総額の未収金については前々からこ の議会の場でも指摘をしているわけですけれども、なかなか改善 をされていない。トータル的に見ますと、6ページのところにも 書いてありますけれども、収入未済額が6億7,400万円、こ の分がトータル的には入っていないというふうなことは、私は徴 収の方法とかそういうふうな仕方をもっと検討すべきではない かと。専門員を置いたり、そういうふうなもので対応していくべ きだというふうな提案をしているわけですけれども、この辺監査 委員のほうではちょっと提案が出されていないものですから、こ れの6億7,400万円のうちの3%を徴収しても1,000万 円以上は入るわけです。そうすると、人を配置してもそれ以上の 収入があれば、私は職員でなくてもいいと思うんです。職員OB とかそういうふうなものも組織して、専門的に対処したらどうか と思いますけれども、監査委員は非常に優しく指導していますの で、他の事例もあろうかと思いますけれども、この1点だけ監査 委員としてこういうふうな案を提案したいなというふうなのが あればお聞かせをいただきたいと思います。

馬場議長

名古屋監査委員。

答弁

監査委員

(名古屋誠一君)

確かに、議員おっしゃるとおりでございます。この意見には出 しておりませんけれども、私も常々そういう担当課までいかなく ても、そういう班があったらいいのかなと思っております。

	E 相 装 E	17111 m. 14.
	馬場議長	よろしいですか。
		6番。
質疑	6番	了解しました。私は、町のほうについては、会計横断的な形で
	(平野敏彦君)	の対応をしていったら、いろいろな意味で職員のこういうふうな
		未済の部分についても勉強になると思いますので、これらについ
		ては町長についてもぜひ善処をしていただくようにお願いして
		終わります。
	馬場議長	ほかに質疑ございませんか。
	(議員席)	**なしの声**
	馬場議長	なしと認め、質疑を終わります。
	113 MARKET	3. 5 C pa 19 (94,96 C pr 11
	馬場議長	これより議事に入ります。
	/////////////////////////////////////	日程第2、報告第19号、平成26年度おいらせ町健全化判断
		比率及び資金不足比率についてを議題といたします。
		当局の説明を求めます。
		企画財政課長。
V = 0 = 11 III	<u> </u>	
当局の説明	企画財政課長	それでは、報告第19号についてご説明申し上げます。
	(小向道彦君)	議案書の4ページをごらんください。
		本件は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1
		項及び第22条第1項の規定により報告するものであります。
		5ページをごらんください。
		初めに、健全化判断比率でありますが、実質赤字比率及び連結
		実質赤字比率、ともに全ての会計の実質収支額及び資金剰余額が
		黒字であったことにより、数値の計上はありませんでした。
		また、実質公債費比率は13.8%、将来負担比率は40.9%
		で、ともに国の定めた早期健全化基準の比率を下回っておりま
		· 身。
		次に、資金不足比率でありますが、公営企業に係るいずれの特
		別会計におきましても資金不足はなく、数値の計上はありません
		でした。
		以上で説明を終わります。

馬場議長 説明が終わりました。 この際、質疑を受けます。 ございませんか。

なしの声

馬場議長

なしと認め、本件に対する質疑を終わります。

以上で、報告第19号を終わります。

馬場議長

日程第3、報告第20号、平成26年度青森県新産業都市建設 事業団特定事業及び特定事業以外の事業の決算報告についてを 議題といたします。

当局の説明を求めます。

企画財政課長。

当局の説明

企画財政課長 (小向道彦君)

それでは、報告第20号についてご説明申し上げます。

議案書の6ページをごらんください。

本件は、当該事業団から平成26年度決算について報告がありましたので、地方自治法の一部を改正する法律附則第3条による改正前の地方自治法第312条第3項の規定に基づき、報告するものであります。

当町にかかわる百石住宅用地造成事業の概要をご説明申し上げ、他の事業についてはご参照いただくことで説明を省略させていただきます。

それでは、別冊資料1、平成26年度青森県新産業都市建設事業団特定事業決算の17ページをごらんください。

百石住宅用地造成事業損益計算書の1、営業収益及び2、営業費用はともにゼロ円で、営業利益はありませんでした。3、営業外収益は、町からの補助金等で1億5万9,688円で、4、営業外費用は5万6,712円となりました。これらにより、当年度純利益は1億2,976円となり、前年度までの繰越欠損金に当年度利益を加えた当年度未処理欠損金は4億46万4,535円となり、平成27年度へ繰り越しされております。

以上で説明を終わります。

馬場議長

説明が終わりました。

この際、質疑を受けます。

質疑ございませんか。 (議員席)

なしの声

馬場議長

なしと認め、本件に対する質疑を終わります。 以上で報告第20号を終わります。

馬場議長

日程第4、議案第54号、おいらせ町多子出産祝金支給条例の 制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

町民課長。

当局の説明

町民課長

(小向仁生君)

接 議案第54号につきましてご説明申し上げます。

議案書の7ページをお開きください。

本案は、多子出産に対して祝い金を支給し、子育でに係る経費 を軽減することにより、子供の健やかな成長と当町の人口増加に 資するため提案するものであります。

めくって8ページをお開きください。

第1条、目的では、第2子以降の出産に対して祝金を支給する ことで、子育て経費の一助と人口増につなげる目的とうたってお ります。

第2条、定義では、第2子以降の子とは、戸籍法に基づくこと や、同一世帯であることをうたっております。

第3条、受給資格者では、出産祝金を受け取ることができる人 を、出産した母、その配偶者、養育者とうたっております。

第4条、支給要件では、第1項で(1)平成27年4月1日以降に生まれ、当町の住民基本台帳に記載されている子、(2)受給資格者が子供の生まれる1年以上前から住んでいること、例外として、持ち家の場合は1年間住んでいなくても対象とすること、(3)受給資格者が税等の滞納をしていないことの3点と、第2項で、全3号の規定に類似していると認められる事案を町長が認めて支給することができるよううたっております。

9ページをごらんください。

第5条、祝金の額では、第2子が5万円、第3子以降が10万円とうたっております。

第6条、支給申請及び決定では、申請方法を規則に委任する旨 と、申請内容について審査することをうたっております。

【青森県上北郡おいらせ町議会】

第7条、支給申請期限では、生まれた日から起算して12月を 超えてはならないとうたっております。

第8条、祝金の返還では、書類に偽りがあった場合、またそれ に類似する場合や相当と思われる場合に、認定を取り消して金額 を返還させることをうたっております。

第9条、委任では、このほかに必要な事項は規則で定めるとう たっております。

附則では、平成27年10月1日から施行、平成32年3月3 1日までの時限立法、本条例が失効しても期限内に出生している 場合の申請に際しては、従前の例により支給するとうたっており ます。

以上で説明を終わります。

馬場議長

これから質疑を行います。

質疑ございませんか。

7番、楢山議員。

質疑

7番

(楢山 忠君)

基本的には賛成をするものなのですが、この対象になるのが4 月1日以降というふうに定めてありますけれども、実は私の身近なところに、3月23日に4子、5子が生まれている子がいるんですよ。そういう方、該当はなかなか難しいとは思いますが、その辺は加味できないものでしょうか。

馬場議長

町民課長。

質疑

町民課長

(小向仁生君)

心情的にはわかるんですけれども、地方創生事業の今年度予算の事業のため、前年度以前を対象として実施することは予算の裏づけの根拠がなく、また地方自治法においては、第208条でもって、会計年度及びその独立の原則ということで、歳出はその年度の歳入をもってこれに充てなければならないとうたっていることから、昨年度以前にさかのぼることは好ましくないというふうに言えると思います。

以上のことから、今年度当初の4月1日に遡及してということで、その遡及日を決めたところであります。

以上です。

	馬場議長	7番。
質疑	7番 (楢山 忠君)	それは確かにそのとおりだろうとは思います。しかし、100歳の方は表彰していますよね。かわって、多子の表彰もあってもいいのではないかなと。5子以上の表彰を別な形で、その辺を考える余地がないかどうか。 それから、また3月中に4子、5子と生まれている家庭がどれくらいあるか、その辺ちょっとわかったら教えていただけますか。どうですか。
	馬場議長	答弁を求めます。 副町長。
答弁	副町長 (柏崎源悦君)	数値的なことは担当課長からにしますが、多子、5人以上出産 した場合の祝金を別に考えてはどうかという提案というふうに お伺いしましたので、これから、今ここでどうのこうのというわ けにはいきませんけれども、いろいろ勉強させていただきたいと いうふうに思います。
	馬場議長	町民課長。
答弁	町民課長 (小向仁生君)	昨年度の3月、本年3月なんですけれども、生まれて届けが出 ている子供に関しては、19名になっております。 以上です。
	馬場議長	町民課長、まだありますか。 町民課長。
答弁	町民課長 (小向仁生君)	生まれた数は19人なんですけれども、その生まれた方が第1 子か第3子か5子かというふうなことについては、今手持ち資料 がございません。
	馬場議長	7番。

質疑	7番	これが最後ですね。
	(楢山 忠君)	恐らく何人もないだろうと、4子、5子の方は。この祝金を出
		す条例についても、子供が少ない、そのことから何とかふやして
		いきましょうというふうなのが基本的な考えのもとになってい
		るだろうと思うし、それらを考えると、やはりことしは合併10
		周年の年でもあります。そういうことから加味して、おいらせ町
		では多子の子供、5子以上であればおいらせ町では祝い金を、ま
		たこのほかにも加味してあげているよとなると、4人目の子供を
		持った人がおいらせ町に引っ越してくるかもしれないのではな
		いのですか。ということから考えても、おいらせ町の人口増加に
		もつながると思いますので、考えていただくようにお願いして終
		わります。
	馬場議長	8番、川口議員。
質疑	8番	1点だけちょっと確認させていただきます。
	(川口弘治君)	まず、この多子を2子から始めた、その2子という、全協のと
		きもいろいろ議論になりましたけれども、その2子に決めたとい
		う、そこのところの根拠をちょっと確認させてください。
	馬場議長	町民課長。
答弁	町民課長	なぜ2子から支給対象にしたのかというふうなことなんです
	(小向仁生君)	けれども、合計出生率、未婚・既婚を問わず15歳から49歳ま
		での女性が一生に産む子供の数が平均しておいらせ町は1.61
		と、県とか全国レベルになりますとまだまだ下がっていくわけな
		んですけれども、このことから、第2子を産んでもらうことによ
		って出生率が2.0に近づける、またそれ以上に上げるというふ
		うなことで、この第2子からというふうなことを決めたところで
		あります。
		以上です。
	馬場議長	8番。
質疑	8番	今後、少子化というのは深刻な問題というのは全協でも言わせ

(川口弘治君)

てもらいましたが、これに今回、今年度からこういう取り組みを して少子化対策というふうなことは非常にいいことだというふ うには思っております。

今後やっぱり、今回始まってこういう条例、いろいろな形で検討して、よりまた具体的にいいものを町民にサービスとして、行政側としてはやって少子化対策を進めてもらいたいというふうに思いますが、まずその現状の、なぜ2子にしたというのは先ほどの理由ですが、多子にならないかと、出生率が何で低いかというふうな、そういういろいろな方面の分析、これは行政の中でもいろいろ協議はされて検討されて、分析はされているとは思いますが、経済状況とかさまざまな部分、いろいろなものがこの少子化というふうなものの実は問題になっているというふうなこともよく検討されて、2子がベターなのか、3子がいいのか、経済状況をどうすればいいのか、そういうこともよく町長がおっしゃるように、総合的に冷静に分析をしたそういうこの施策であってほしいなというふうに思います。お願いします。

馬場議長

町民課長。

答弁

町民課長 (小向仁生君)

議員おっしゃるとおりでありまして、第2子が、先ほど言いましたように、合計特殊出生率ではそのような1.61という数字になりますけれども、第3子以降に捉えて見た場合に、合計結婚出生率というものをまた捉え方、見方としてあります。合計結婚出生率というのは、結婚をした夫婦から生まれる子供の数なんですけれども、これについては1.96という高い数字が出ております。ということは、結婚をすると大体2人は子供が生まれているというふうな状況で、これは調べてみましたら、戦前・戦後問わず、ずっとこの2.0というのは保たれてきております。なぜその人口が減ってきているかという要因は、多分なんですけれども、推測ですが、第3子、第4子以降がどんどん生まれない状況にあって、多分それとあわせてまた晩婚化というのもあります。そうすると、結婚しても子供を産む数が当然減っていくというふうなことで、そういうのが加味されて合計出生率のほうが1.61という数字になっているかと思います。

それと、あわせてもう一つは、その取り巻く環境だというふう

に思っております。一旦産休に入って会社を一時離れると、なかなか戻りにくい状況がつくられているというふうな、そういう文献というかそういう声もありますので、そのことで考えると、やはり地域社会が子育てに対して十分な配慮をして、会社関係に関しても一緒に子育でをしていくんだというふうな、そういうトータル的な取り組みが必要になるのかなというふうに考えております。ただ、今回のこの第2子以降の出産に関しては、なるべく人口増につなげたいという思いから、そういう呼び水的な形でもってこういうのも考えて行政では手だてをしていますよというふうなことで、最終的にはトータル的なことを考えていかなければいけないのではないかなというふうに考えております。

以上です。

馬場議長

8番。

質疑

8番

(川口弘治君)

最後ですので、町長に要望、お願いします。

今説明があったとおり、もちろん周知のとおり、日本全体がこういう現象で、やっと国が少子化、地方に対してのいろいろな手当を、目を向けるようになった。先が見えて、データ的には人口が減っていきますよというふうな、ある意味データで、これは適切ではないと思いますが、地方に対しての反面そういう現状を突きつけて、自助努力をしなさいというふうな結構厳しい環境、状況を強いられているのは現状だというふうに思います。

いろいろな意味で、短絡的であったら失礼ですけれども、時間がない、いとまがないというふうな、そういうものの進め方は、全協のときに申しわけなかったんですが、いろいろ指摘はさせてもらいましたが、将来的には非常に深刻な問題だというふうな、そういう認識を持って、雇用の問題、教育の問題、全部絡んでくる問題に、これを今回の条例で施行するに当たって、今後いろいろな方面での分析、検討を、おいらせ町に合った人口増に向けた少子化対策、そういうふうなことを真剣にもっと我々議会も含めて検討するよう、そういう形をとっていただきたいというふうに思いますが、町長一言お願いします。

馬場議長

町長。

答弁 町長 人口減、少子化、これはもう国の大きな問題であり、各地方の (三村正太郎君) 大きな問題であることは認識は同じでございます。したがって、 どうそれこそふやしていくか、早く結婚していただいて、社会環 境もやはり整備しなければならないだろうと思うし、会社関係 も、一旦出産して子育て、やめると次に企業に戻れなくなるよう な雰囲気が日本には結構あるようでございます。いろいろな要因 が重なって、だんだん産む数が少なくなっているのは事実だろう と思っております。ようやく国が腰を上げたなというふうな感じ がいたしております。 前にも申し上げましたように、成功しているところはフランス 等が人口・少子化対策は成功しているようであります。先進国に なればなるほど、この少子化というのが深刻な問題になっており ますけれども、そういったことで我が町で、国はもちろん県もそ うでしょう、一生懸命人口増に向けては努力するでしょうけれど も、我が町としてもいかに努力、各方面総合的に、それこそどう したらふやせるのかというのを真剣に分析しつつ、前へ進めてい かなければならないという気持ちは、強い気持ちは同じく持って おりますので、その点はしっかりと政策でも打ち出していきたい というふうに思っております。 馬場議長 ほかに質疑ございませんか。 11番、西館芳信議員。 今、川口弘治議員の質問の中にもありましたけれども、全協で 質疑 11番 (西館芳信君) も出ましたけれども、はっきりわかりませんでしたので、もう1 回確認させてください。 これは、国からいつ示されて、そして町としてはもうタイムリ ミットはいつだというふうに考えてやっているのか。そこをお願 いします。 馬場議長 企画財政課長。

地方創生先行型上乗せ分は、10月に前提として計画をつくり

お答えいたします。

答弁

企画財政課長

(小向道彦君)

まして、それに沿ったものを今の9月の、ちょっと日にちはあれですけれども、半ばごろまでに国のほうに本申請するということであります。

以上です。

馬場議長

11番。

質疑 11番

(西館芳信君)

10月とおっしゃったのは、これは前年の10月ですよね。そうすると、そんなにいとまがないわけではない。ただ、今となって9月半ば、国のほうに申請するということになれば、こちらでの時間がないというのはわかります。やっぱり、立ち上がりは早くして、その時間、よく言われることですけれども、スケジュール逆算していけば、おのずとこれは出てくることだし、もっと対処の仕方があったのではないかというふうに考えます。

何にしましても、この条例の内容、私は県南の冠たる我がおいらせ町、人口的にも文化的にももっといろいろなもので30市町村のリードをとってもおかしくない町だと。そこで働く職員の皆さんが、ほかの名前しゃべるとあれですけれども、あそこがこうしたからうちもということで、横並びで全く同じようなものをこうして提案してくる。もっとおいらせ町に勤務する職員であるならば矜持を持って、国のほうだってこの使い道については結構バリエーションありますよ、見てみたら。何もこれが、これだけではないんです。もっといろいろなことに使っていいですよと来ているわけですからね。創意工夫を持って、よくうまいこと考えたなというふうなものを提案してもらいたいというふうに私は思っています。

そして、2子、3子ということで、果たしてこういうふうに、 私からいえば総花的な、大して工夫もない大盤振る舞いというふ うにしか私は感じない。なぜそういうふうに感じるかというと、 私事ですけれども、私も今孫が2人目、11月にできます、外孫 です、ですから娘なわけですけれども、この娘夫婦共働きで、よ くこれで生活していけるなというふうな職場に勤めております。 でも、いいことは、私たち一世代前では考えられなかったほどに、 産前・産後の休み、これは物すごく保障されているんですよ。だ から私は、すごいもんだと、何よりも娘が臆さないで堂々と休ん でいる。それは、社会もそうでしょうけれども、そういう企業、 会社に大して私は親として本当に感謝しています。その会社には 行ったこともないし、外から見れば大したことないあれだなと思 っておりますけれども、すごい会社だ、いい会社だなというふう に思っています。

要するに、娘のところに、例えば5万円いったって10万円い ったって、それは子育てには何らぴんと来ないと思いますよ、恐 らく。ありがたいなと思って使うでしょうけれども、生活全般の 金、あるいは妻、夫の趣味の金に消えるかもしれません。これが、 次の3子のために役立つというふうな思いが、果たしてそこにあ るかというふうなことを考えれば、やっぱりもっと、町長おっし やいました総合的に考えて婚活のところまで、成田町長の時代に 婚活を何回かやりました。そして、二川目の覚えている若者です けれども、来て見事に花嫁をゲットしたわけです、その機会に。 見ていても、その結婚する前、この若者は将来どうするんだろう なと、いろいろ不安でした。ところが、今やっぱり家庭を持って、 そして子供を持ったら、本当に何というかはつらつとしていて、 人間というのはこうも目的、守るものができれば違うんだなとい うふうに思いますし、こんな5万、10万の場当たり的な対処療 法的なものではなくて、町長おっしゃいますようにもっと総合的 な面で考えようじゃないかということで、楢山議員は基本的には 賛成なんだけれども、私は基本的に賛成しかねます。ただ、いろ いろな根回し等もあるようで、町のほうもそれなりに了承してい るというふうな話を聞いていますから、私は何よりも和を尊ぶ人 間ですので、そこは少し耐えなければならないかなというふうに も思っているのだけれども、ということで、ひとつもっと根本的 な、総合的なちゃんとした処方箋というのを、この問題に対して 考えてほしいというふうなことを、要望を交えながら質問になら ないのかもしれないけれども、ひとつよろしくお願いいたしま す。

馬場議長

答弁を求めますか。

企画財政課長。

答弁

企画財政課長

先ほど私の説明で、総合戦略、あと長期ビジョンも一緒なんで

(小向道彦君)

すけれども、10月というのはことしの10月であります。

それから、今のその事業がもっと時間があったのではないかという話については、事業は中身がなかなか国のほうから、今2つのタイプがあるんですけれども、タイプ1、タイプ2というのがありまして、そのタイプ1、タイプ2はこういうものが該当するんだよと、そういうのがきちんと示されたのが本当にことしの4月以降になりまして、それから数カ月の間でつくらなければならないということで、本当に期間はなかったということだけはご理解いただきたいと思います。

以上であります。

馬場議長

ほかに。

14番、松林議員。

質疑

14番

(松林義光君)

この条例、恐らくベストで町側は提案したと思います。庁議とか政策会議なんかもやって、町民課でたたき台を出して何回も議論したという話です。この祝金の金額が妥当なのかどうか、4月1日にさかのぼる、10月1日から施行する、さかのぼって支給する。楢山さんが先ほど言っていました4子、5子、3月26日、あと5日間遅く生まれていれば20万円ゲットできると、そういうふうなこともあります。

それで、職員の中でも、この施策、本当にいいのかなという職員も何人かいるようでございます。私も仲間がいますけれども、仲間ともいろいろ議論しました。そして、今回この条例を修正をかけようというふうな話にもなりました。結果的に、町側でいろいろ苦労して人口をふやすんだという思いでこの条例をつくったと思いましたので、今回はこの修正動議はやめました。否決もやめました。本条例には賛成すると、私はそういうふうに決めました。

ということで、この条例が本当にベストなのかどうか、もう一度精査して、もう一度庁議とか政策会議にかけて、もう一度もんで議論してみると、西館芳信さんのような考えの方もおります。 メニューがたくさんあるはずだという中からこの出産祝金、いささかおかしいのではないかというふうな方もいます。ですけれども、3子、4子が誕生してくれればいいなと、こう思っておりま

すので、副町長、新年度予算に向けて、いま一度これを議論して みると、もう1回精査してみるという考えはあるのか、ないのか、 お伺いいたします。 馬場議長 副町長。 答弁 副町長 当然のことだと思っていまして、実施してみて悪いところがあ (柏崎源悦君) る、あるいはまた、さらにベターな意見が出てくれば当然検討し ていきますし、当然今の発言も踏まえまして、新年度に向けては、 このふるさと創生はこれだけではなくて、これから5年間毎回議 論していきますし、この案についてもそれぞれ補佐会議、簡単に いいますと補佐で構成する会議、幹事会議、それから我々で構成 する本部会議、政策会議、それから一般町民も含めた戦略会議、 これらの意見を踏まえて議論して弾出しをしていただいて、ここ まで短い時間でまとめてきたわけですけれども、当然これがベス トで絶対というものではありませんで、常に検討していいものに していきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願い します。(「了解」の声あり) 馬場議長 ほかに質疑ございませんか。 (議員席) **なしの声** 馬場議長 なしと認め、本案についての質疑を終わります。 これから討論を行います。 討論ありませんか。 **なしの声** (議員席) なしと認め、討論を終わります。 馬場議長 これから議案第54号について採決をいたします。 本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。 **なしの声** (議員席) 馬場議長 異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。 馬場議長 日程第5、議案第55号、おいらせ町個人情報保護条例の一部 を改正する条例についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

		総務課長。
当局の説明	総務課長	それでは、議案第55号についてご説明申し上げます。
	(田中富栄君)	議案書の10ページをお開きください。
		本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の
		 利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法の施行に伴い、特
		定個人情報の適正な取り扱いについて、町の個人情報保護条例の
		 規定の中に必要な条項を定めるため提案するものであります。
		主な改正概要を申し上げますと、マイナンバー制度で定義され
		ている特定個人情報、情報提供等記録、特定個人情報ファイルを
		本条例にも追加し、あわせて特定個人情報の利用、提供、修正等
		の手続について、マイナンバー制度に沿った取り扱いを本条例に
		も規定するほか、マイナンバー制度で定める特定個人情報保護評
		価の手続に当たっての合議制機関として、町の情報公開・個人情
		報保護審査会を充てるものであります。
		なお、これらの改正内容につきましては、マイナンバー法を根
		拠としており、その内容によって施行期日が異なるため、それぞ
		れ施行期日に合わせて第1条から第4条まで分けて規定をして
		おります。
		以上で説明を終わります。
	馬場議長	説明が終わりました。
		これから、質疑を行います。
		質疑ございませんか。
	(議員席)	**なしの声**
	馬場議長	なしと認め、本案についての質疑を終わります。
		これから討論を行います。
		討論ありませんか。
	(議員席)	**なしの声**
	馬場議長	なしと認め、討論を終わります。
		これから議案第55号について採決をいたします。
		本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。
	(議員席)	**なしの声**
	馬場議長	異議なしと認めます。
		よって、本案は原案のとおり可決されました。

馬場議長

日程第6、議案第56号、おいらせ町手数料条例の一部を改正 する条例についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

町民課長。

当局の説明

町民課長

(小向仁生君)

議案第56号につきましてご説明申し上げます。

議案書の16ページをお開きください。

本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、個人番号通知カードの再交付にかかわる手数料及び個人番号カード、通称マイナンバーカードの再交付に係る手数料の2つの手数料を定めて、あわせてマイナンバーカードを取得することにより、現在ある住民基本台帳カードを交付することがなくなることから、住民基本台帳カードの手数料を削除すべく、所要の改正を提案するものであります。

17ページをごらんください。

第1条では、現在48ある手数料の次に、49として個人番号 通知カード再交付手数料500円を加えるもので、本年10月5 日からの施行となります。

第2条では、来年1月1日から施行される個人番号カードに合わせて、第1条で定めた49の個人番号通知カード再交付手数料を削除し、さらに現在38、39で定めている住民基本台帳カードの交付手数料と再交付手数料を削除し、新たに38に個人番号通知カード再交付手数料500円と、39に個人番号カード再交付手数料800円を加えるもので、来年1月1日からの施行となります。

以上で説明を終わります。

馬場議長

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ございませんんか。

(議員席)

なしの声

馬場議長

なしと認め、本案についての質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

	(議員席)	**なしの声**
	馬場議長	なしと認め、討論を終わります。
		これから議案第56号について採決をいたします。
		本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。
	(議員席)	**なしの声**
	馬場議長	異議なしと認めます。
		よって、本案は原案のとおり可決されました。
	馬場議長	日程第7、議案第57号、新町建設計画の一部変更についてを
		議題といたします。
		当局の説明を求めます。
		企画財政課長。
当局の説明	企画財政課長	それでは、議案第57号についてご説明申し上げます。
	(小向道彦君)	議案書の18ページをごらんください。
		本案は、東日本大震災による被害を受けた合併市町村に係る地
		方債の特例に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、合
		併特例債の起債する期間が延長されたことから、新町建設計画を
		一部変更するため提案するものであります。
		変更後の新町建設計画は、別冊のとおりであります。
		主な変更点につきましては、1つは計画期間を平成18年度か
		ら平成37年度の20年間へ変更するものであります。2点目と
		して、延長する期間内に合併特例債を活用する施策内容を追記し
		ており、具体的には統合庁舎の建設等を追記しております。3点
		目として、人口等統計値を最新の数値に更新しております。4点
		目として、財政計画を最新の数値で算出し、20年間へ更新して
		おります。最後に、名称に変更があった施設、機関等の表記を変
		更しております。
		なお、変更内容の詳細は、議案書70ページから90ページに
		掲載しております。
		以上で説明を終わります。
	馬場議長	説明が終わりました。
		これから質疑を行います。
		質疑ございませんか。

	(議員席)	**なしの声 **
	馬場議長	なしと認め、本案についての質疑を終わります。
		これから討論を行います。
		討論ありませんか。
	(議員席)	**なしの声**
	馬場議長	なしと認め、討論を終わります。
		これから議案第57号について採決をいたします。
		本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。
	(議員席)	**なしの声**
	馬場議長	異議なしと認めます。
		よって、本案は原案のとおり可決されました。
	馬場議長	日程第8、議案第58号、青森県新産業都市建設事業団に委託
		すべき事業に関する計画の一部変更に係る協議についてを議題
		といたします。
		当局の説明を求めます。
		企画財政課長。
当局の説明	企画財政課長	それでは、議案第58号についてご説明申し上げます。
	(小向道彦君)	議案書19ページをごらんください。
		本案は、青森県新産業都市建設事業団に八戸市が委託している
		八戸北インター工業用地の取得及び造成事業に係る財政計画等
		を変更するため、事業計画の一部変更について協議するため提案
		するものであります。
		変更内容につきましては、同団地内で最も用地面積の大きい
		9.19ヘクタールの区画内に道路を築造し、1ヘクタール程度
		の区画に分筆をするため、これに見合う事業計画に変更するもの
		で、委託期間及び事業費の変更をしております。
		なお、変更内容の詳細は、議案書95ページ、96ページに掲
		載しております。
		以上で説明を終わります。
	田 祖 発 巨	当田ようめ かい ナー た
	馬場議長	説明が終わりました。
		これから質疑を行います。
		質疑ございませんか。

	(議員席)	**なしの声**
	馬場議長	なしと認め、本案についての質疑を終わります。
		これから討論を行います。
		討論ありませんか。
	(議員席)	**なしの声**
	馬場議長	なしと認め、討論を終わります。
		これから議案第58号について採決いたします。
		本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。
	(議員席)	**なしの声**
	馬場議長	異議なしと認めます。
		よって、本案は原案のとおり可決されました。
		ここで、暫時休憩いたします。11時5分まで休憩いたします。
		(休憩 午前10時55分)
	馬場議長	休憩前に引き続き、会議を開きます。
		(再開 午前11時06分)
	馬場議長	日程第9、議案第59号、平成27年度おいらせ町一般会計補
		正予算 (第2号) についてを議題といたします。
		当局の説明を求めます。
		企画財政課長。
当局の説明	企画財政課長	それでは、議案第59号についてご説明申し上げます。
	(小向道彦君)	議案書22ページをごらんください。
		本案は、既定予算の総額に歳入歳出それぞれ1億5,665万
		2,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ108億
		498万円するものであります。
		27ページをごらんください。
		第2表、地方債補正につきましては、2件の起債を廃止するも
		のであります。
		歳入歳出の主なものにつきましてご説明申し上げますので、事
		項別明細書をごらんください。
		まず、歳出の主な内容につきましてご説明申し上げます。
		全款における人件費の計上は、4月の人事異動によるものであ
		ります。
		12ページをごらんください。
		2款1項1目一般管理費のバス借上料893万7,000円

は、貸し切りバスの運賃料金制度改正に伴う単価の増額によるも のであります。

14ページをごらんください。

2款2項2目町活性化対策費では、街路灯LED照明導入調査業務委託料を798万4,000円計上し、同項3目情報政策費の社会保障・税番号制度対応システム改修委託料832万6,00円は、マイナンバー制度に対応するものであります。

18ページをごらんください。

3款1項2目障害者(児)福祉費の国庫返還金569万1,0 00円は、平成26年度の実績により、各種国庫負担金及び補助 金を返還するものであります。

20ページをごらんください。

3款2項1目児童福祉総務費では、多子出産祝金800万円 を、地方創生先行型上乗せ事業として計上しております。

21ページをごらんください。

3款2項5目豊栄地区児童健全育成事業運営費では、豊栄コミュニティセンター屋根等塗装工事費548万9,000円を計上しております。

26ページをごらんください。

8款2項2目道路橋梁新設改良費では、町道整備工事費を5, 000万円計上しております。

27ページをごらんください。

9款1項1目非常備消防費の機械器具費850万円は、消防用 デジタル受令機の購入費であります。

次に、歳入の主な内容につきましてご説明申し上げます。

3ページをごらんください。

1款1項町民税及び2項固定資産税は、見込みにより増額するものであります。

4ページをごらんください。

10款1項1目地方交付税の普通交付税は、交付税算定により 1億3,146万9,000円を追加し、震災復興特別交付税は、 奥入瀬川南岸地区ため池等整備事業及び農道保全対策事業に係 る分で、1,466万3,000円を追加しております。

5ページをごらんください。

14款2項1目総務費国庫補助金の市町村合併推進体制整備

費補助金1,277万4,000円の減は、内示額によるもので、 地域住民生活等緊急支援交付金1,000万円の計上は、地方創 生先行型上乗せ分であります。同項2目民生費国庫補助金の子ど も・子育て支援交付金は、保育緊急確保事業費補助金及び6ペー ジ15款2項2目民生費県補助金の保育対策等促進事業費補助 金との組み替えによる計上であります。

8ページをごらんください。

18款2項1目財政調整基金繰入金は、9月補正の余剰分で 9,063万9,000円を減額しております。

9ページをごらんください。

19款1項1目繰越金の前年度繰越金は、6,200万4,0 00円を追加し、20款5項1目雑入では、街路灯LED照明導 入促進事業費補助金798万4,000円を計上しております。 10ページをごらんください。

21款1項2目農林水産業債の農道保全対策事業債及び奥入 瀬川南岸地区ため池等整備事業債は、両事業の町負担金が震災復 興特別交付税により措置されることとなったことにより、それぞ れ減額するものであります。

35ページをごらんください。

給与費明細書は、特別職及び一般職の給料及び手当等の変更について示したものであります。

39ページをごらんください。

地方債に関する調書は、2件の廃止を反映させた起債元金の増減見込み額と年度末の現在高見込み額を示したものであります。 以上で説明を終わります。

馬場議長

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑は、事項別明細書により行います。

第1表、歳入歳出予算補正のうち、歳入全款について質疑を行います。事項別明細書3ページから10ページまでです。

質疑ございませんか。

(議員席)

なしの声

馬場議長

なしと認め、歳入全款についての質疑を終わります。

次に、歳出についての質疑を受けます。

第1款、議会費から第5款、労働費までについての質疑を受けます。11ページから22ページまでです。

9番、吉村議員。

質疑

9番

(吉村敏文君)

14ページ、第2項の13委託料のところで、街路灯LED照 明導入調査業務委託料というところで、関連で質問いたします。

全協のときでも質問したんですけれども、その確認のためなんですけれども、これLEDに街路灯を交換するというふうな事業だと思っております。それで、今このせっかくのチャンスでございますので、機会でございますので、旧百石の部分の照明、街路灯、これは合併前にもう全部整備が終わっている事業でございますので、今大分もう時間も経過しておりますので、せっかくのこの機会でございますので、その個数また明るさ等含めて、全町でその辺のことも考慮しながら、各町内会の意見等を聞きながら、まだ2回、3回とすぐできる事業でもないと思いますので、この機会に皆さんの各町内会の意向をよく聞いて、この事業に反映させていただきたいというふうな形での全協での質問をいたしましたけれども、それの確認の質問でございますので、よろしくお願いいたします。

馬場議長

まちづくり防災課長。

答弁

まちづくり防災課

長

(松林泰之君)

それでは、お答えをいたします。

まず、本事業にもちまして、今年度調査いたしまして、来年度 工事ということで進める予定としております。基本的には、この 事業は既設の街路灯をLED化するというふうなのが基本でご ざいます。しかし、今議員ご質問のとおり、古い部分あるいは明 るさの問題等々あると思います。ですから、そこの部分について は、このLED照明の交換事業と含めながら、町内会長等々の意 見もとり入れながら、全体の街灯についてもあわせて検討し、で きるだけ声を反映させた形で整備に臨んでいきたいというふう に考えております。

以上であります。

馬場議長

9番。

質疑	9番 (吉村敏文君)	ありがとうございます。 何度も同じことになるんですけれども、せっかくの機会でございますので、非常に私個人とすれば、旧百石のほうが少し暗いのではないかなというふうに思ったりもしております。これは個人的な意見でございますのであれなんですが、ただこのLED照明、一部にはワット数の関係もあろうかと思いますけれども、逆に暗くなると、同じワット数であれば暗くなる場合もあるのではないかなというふうな意見もございますので、この辺のことも十分吟味をして、先ほど答弁にもありましたけれども、地元の方の意見、町内会なんかとよく相談をして、せっかくの機会でございますので、よりいいものにしていただきたいというふうに思っておりますので、これは要望でございますので答弁要りません。よろしくお願いいたします。
	馬場議長	8番、川口議員。
質疑	8番 (川口弘治君)	14ページの選挙制度改正に伴うシステム改修委託料350 万円ですが、このシステムの内容をちょっと教えていただきたい。
	馬場議長	総務課長。
答弁	総務課長 (田中富栄君)	今回追加補正させていただきました選挙制度改正に伴うシステム改修委託料の内容でありますけれども、選挙権年齢が18歳以下に来年からなることに伴いまして済みません、18歳以上に引き下げになることに伴いましての選挙システムの改修であります。 以上であります。
	馬場議長	8番。
質疑	8番 (川口弘治君)	これは、国の法律というか先般の国会で通って、財源は一般財源ということになる、国からは来ないんですか。

	馬場議長	総務課長。
答弁	総務課長	今国会のほうではいろいろありまして、補正には上げていませ
	(田中富栄君)	んけれども、情報では国のほうからの補助もあるというふうに聞
		いておりますので、その辺が決まりましたら補正のほうに歳入を
		上げていきたいと思います。
		以上であります。
	馬場議長	8番。
質疑	8番	含んで入っているという、わかりづらいところの話だと思いま
	(川口弘治君)	すが。きのうも松林議員からの一般質問でもありましたが、選挙
		投票所の話、いろいろ検討していきたいというふうな選管委員長
		からの前向きな回答もいただいていましたが、まず投票率が低
		い、このことについてのやっぱり取り組みは、18歳以上の選挙
		権が与えられて上がるのではないかと、そういうふうな見込みは
		決してないというふうに私は個人的には思います。というのは、
		以前には6時の投票時間を8時にしたら投票率が上がる云々、そ
		の結果は、確かに6時以降のその投票率は結構な投票率というこ
		とで聞いておりますが、全体の投票率がなかなか上がっていかな
		い。やはり、そこには、きのうの要望でありましたというふうな
		ことも、まずお金をかけるのであれば投票所、有権者、町民の方々
		が行きやすい、投票しやすい、そういう環境づくりというのは真めにやっぱり考えていかなければならないのかなというふうに
		関にやろはり考えていがなければならないのがなどいりぶりに 感じております。我々政治家とか議員が、政治離れしているとか、
		恋しくおりより。我々政信家とが職員が、政治職権にしているとが、 政治家が矢面にあげられる、そういう一方的な批判もあります
		が、やはり環境を今後お金をかけていくというふうな部分では真
		剣に考えていく、そういうふうな考えで再度お考えのほう、決意
		というものをひとつ聞かせてください。
	馬場議長	総務課長。
 答弁	総務課長	お答えをいたします。
	(田中富栄君)	18歳以上からになりますので、私どももますます投票率が低
		下するのではないのかなというふうなことは危惧をしておりま

す。現実に投票率の状況を見ますと、やはり一番低いのは20代であります。そして30代というふうな形になっていきますので、ここの部分へのやっぱり働きかけが大きな対策になるのかなというふうなことを考えておりますので、模擬投票等もこれから選挙管理委員会のほうでは各学校等にも呼びかけをして、やはり政治に関心を持っていただくことが最も重要かなというふうに考えております。

また、投票の環境の整備ということも一つの投票率アップにつながる部分もあるかなと思いますけれども、なかなか期日前投票をふやしても、投票率が直接上がる部分につながるかどうか、なかなか読み切れないことがあります。ただ、有権者にとっては利便性になることは確かだったのだと思いますけれども、それが投票率に直接つながっていくのかなというところもいろいろ委員会のほうで議論しておりますので、今後さらに議論を深めて検討してまいりたいと思っております。

以上であります。

馬場議長

6番、平野議員。

質疑

6番

(平野敏彦君)

3点ほど質問させていただきます。

12ページの2款1項1目、バス借上料が893万7,000 円補正計上されております。これについては、多分契約をしているのではないかと思いますが、なぜ補正になったのか、さっきちらっと説明聞いていますと、何か条件が変わってきてというふうなことみたいですが、内容をお聞かせいただきたいと思います。それから、14ページの街路灯のLEDの関係ですけれども、これはもっと幅を広げて対象にできないのかなというふうなことでお聞かせをいただきたいと思います。というのは、町内の集会施設、これらについてもこういう機会にLEDに切りかえができないのか、これをお聞かせいただきたいと思います。

それから、15ページの徴税費のところですけれども、この委 託料260万3,000円、これについては全棟調査による家屋 評価補助業務委託料とありますが、この内容をお聞かせいただき たいと思います。以上3点です。

-	Т	1
	馬場議長	総務課長。
答弁	総務課長	お答えをいたします。
	(田中富栄君)	12ページのバス借上料でありますけれども、このバス借上料
		の追加につきましては、貸し切りバスの運賃料金制度が変更にな
		ったことによって、今回増額をお願いするものであります。
		昨年度までは、1日あるいは半日単位で町内とか郡内とか運行
		場所で単価を決めておりましたが、新たな運賃料金体制では、時
		間制運賃とキロ制運賃ということで、国土交通省のほうで新たに
		定めました。この背景には、平成24年4月に発生した高速バス
		ツアー事故によって、貸し切りバスの現状が深刻になって、その
		安全対策ということで新料金が出てきました。それに伴って料金
		が変わりましたので、変更するものであります。
		ちなみに、例えば昨年度1日9時間青森に行くというふうにな
		りますと、昨年度でいくと4万7,520円かかるんですけれど
		も、新料金では7万4,400円ということで、約69%のアッ
		プになります。それに伴って追加をするものであります。なお、
		 契約は単価契約でありますので、実績に応じて料金はふえてきま
		すので、そういうことで今回追加をするものであります。
		以上であります。
	馬場議長	まちづくり防災課長。
答弁	まちづくり防災課	それでは、お答えをいたします。
	長	│ │ 街路灯のLEDの部分でございますけれども、対象を広げては
	(松林泰之君)	 という質問かと思いますが、まずは今回は街路灯のLED化とい
		 うふうなことで実施させていただきたいというお願いでありま
		す。
		 話の中においては、建物等のLED化というふうな話もありま
		│ │ したけれども、街路灯については百石地区のほうは結構前に整備
		 されているということで、故障等もふえております。下田地区に
		 おいても、同様に街灯の修理等が要望があり、先に街路灯を優先
		│ │ してまずLED化をしようと、その間において各施設のそういう
		 部分のLED化についても検討していきましょうというふうな

ことでしたので、今回はまず街路灯の整備ということでご理解を

いただきたいと思います。

馬場議長

税務課長。

答弁

税務課長 (柏崎尚生君)

それでは、徴税費の補正で、委託料260万3,000円補正しました。この中身ですけれども、平成25年、26年、2カ年かけまして家屋の調査を行いました。その結果、家屋の課税の状態と実際の家屋が建っている状態のずれがありまして、そのずれている部分をさらに課税客体として把握するために補正を今しまして、27年度中に新築等以外に見る棟数約200棟を調べるということで、委託しながら課員と一緒に見て歩くという内容であります。まだ、さらに残っている家屋がありますので、それについては28年度以降も調査をしていくという考えであります。以上です。

馬場議長

6番。

質疑

6番

(平野敏彦君)

今答弁をいただきましたけれども、まずバスの借り上げ料については69%のアップというふうなことで、法的な改正に伴うものというふうなことですが、私は今までのいろいろなスポーツ関係の部分でも議論がされておりますけれども、バスの配車がなかなか各団体希望どおりにいっていない、もっとふやしてほしいというふうなことも要望としてありますけれども、ぜひ町でマイクロバスでも、私は新車ではなくていいと思うんですけれども、中古車ももう1台ふやすとか、そういうふうな形で対応できないものかというふうなことで、この点については町長から答弁をいただきたいと思います。

それから、街路灯LEDのところですけれども、これについては建物もこれから検討して実施される可能性があるなというふうな私は期待をいたしましたが、課長は来年も在籍しているのであれば実現するかと思いますが、今年度限りというふうなこともありますので、この辺は次に強い思いを伝えて、建物については実現するようにしますよというふうな思いがあれば聞かせていただきたいと思います。

以上2点だけお願いします。

	馬場議長	町長。
答弁	町長 (三村正太郎君)	バスの件ですが、それこそ大変な各種団体の利用がありまして、大変うれしい限りだというふうには思っております。足りないんですよね、現実は。わかっています。その辺も、担当課ともいろいろなもう1回話しながら、新車は買えないかもしれないけれども、中古車ならできるかどうか、財政との絡みがありますので、少し検討をさせていただきたいというふうに思います。
	馬場議長	まちづくり防災課長。
答弁	まちづくり防災課長(松林泰之君)	建物の部分でございますけれども、現在建物のそれぞれ所管している担当課の課長、今私の答弁を聞いていると思いますので、その辺も含めて財政とも絡んできますので、その部分についてはできるだけ早いうちにその方向性について検討されるような形で要望をしていくと、それぞれの担当課のほうにその話もしていくというふうなことでいきたいと思っていますので、よろしくお願いします。
	馬場議長	2番、澤上 訓議員。
質疑	2番 (澤上 訓君)	私から1点だけお伺いいたします。 13ページの企画総務費の委託料、町民バス拡充運行業務委託 料について、ちょっと内容をご説明ください。
	馬場議長	企画財政課長。
答弁	企画財政課長 (小向道彦君)	町民バス拡充運行業務委託料につきましては、全協のほうでも 説明した地方創生先行型の上乗せ分の事業でありまして、新しく バス停を新設するとかそういう費用になります。 以上であります。
	馬場議長	2番。

質疑	2番	実は、百石高校のほうからいろいろ要望がございまして、生徒
	(澤上 訓君)	さんが部活を終えて帰る時間帯が、北部のほうへ帰る時間帯のバ
		スがないと。何とかその辺のところを利便性をよくしてもらえる
		ようにお願いしたいというふうなことであったんですけれども、
		やっぱり今県立高校、非常に統廃合等が進む中で、こうした地元
		の県立高校の存続ということを考えると、そういう生徒さんたち
		の利便性というものをかなり重視していかなければならないの
		ではないのかなというふうにも思ってはいるんですけれども、そ
		の辺のところはどう今後検討材料の中に入れてもらえるのかど
		うかということをお聞きしたいと思います。
	馬場議長	企画財政課長。
答弁	企画財政課長	現在の改正に、一部それが含まれているものと理解しておりま
	(小向道彦君)	したけれども、また各詳細をきちんと協議したいと思います。
		以上であります。
	馬場議長	2番。
質疑	2番	ぜひその中に入っていることを願っております。大変うれしい
	(澤上 訓君)	話であります。ありがとうございます。
	馬場議長	ほかに。
		14番、松林義光議員。
質疑	14番	ちょっと確認したいんですけれども、全協でも聞きましたLE
	(松林義光君)	D照明の導入、今現在エバーライト、10年間耐用年数があると
		いうことで取りつけたんですけれども、その間に故障があると業
		者が保証するということでやってきたんですけれども、今度のL
		EDは、前回の全協で15年間耐用年数があるような話も聞いた
		んですけれども、この耐用年数は何年なのか。このLEDという
		のは故障はするんですよね。この15年なら15年、10年なら
		10年、またその契約した業者が保証した場合は全額保証する
		と、町内会の負担は、仮に何年だかわからないけれども10年な
		ら10年間全くないですよということでよろしいですか。

馬場議長 まちづくり防災課 長 (松林泰之君)

まちづくり防災課長。

それでは、お答えをいたします。

まず、LEDの耐用年数は一応15年というふうなことで、こ の部分のメーカー保証については10年と。ただ、これはあくま でもその製品による欠陥があった場合というふうなことで、往々 にして今エバーライトも10年というふうなことで、まだ一部の 区域では保証期間が残っている部分もあるんですが、この故障原 因が製品によらない故障というのが結構あるというふうなお話 を聞いています。例えば、落雷等においては故障しているもの、 これらについてはメーカー保証にならないと。あるいは塩害その 他もろもろ、あくまでも保証対象になるのは製品として欠陥があ った場合にはそういう対応をしていきますよというふうなこと で聞いておりますし、エバーライトもそのような形。ですから、 エバーライトについても、私どもも10年間というその頭だけが あったものですから、ついていない、故障ですよと言われると、 そういう電話が来てメーカーのほうに電話すると、すぐ取りかえ てもらえるのかなというふうに思っていましたけれども、その辺 なかなか時間がかかっている部分がありまして、その原因をよく よく聞きましたら、そういう故障の道具を持っていって調べた結 果、その製品によるものではないというのがわかれば、通常の2 分の1の補助の形で現在修理しているというふうな状況でござ います。

以上であります。

馬場議長

14番。

質疑

14番

(松林義光君)

15年の耐用年数だと、10年間はメーカーが保証してくれる と。それで、製品による故障であればメーカーで保証するけれど も、それ以外の故障であると町内会と町で2分の1を負担すると いうことになるかと思います。

それで、エバーライトの場合、うちの町内会もそうなんですけれども、更新時期10年間を過ぎると製品が高いと、交換するのに。それで、町内会でそれを持たなければならない。全協でも話

しましたけれども、かなりの蓄えをしております。これ、どうなんですか、また10年、15年後、またシステム、制度が変わって、また新たな製品が出てくれば、またその作業に取りかかることもあり得ると。現時点で10年、15年後には、今度更新するときに町内会に負担させるのか、町で責任を持つのか、その点をお伺いしておきます。

馬場議長

まちづくり防災課長。

答弁

まちづくり防災課

長

(松林泰之君)

それでは、お答えをいたします。

まず、今LED化にすれば10年間の部分についてはメーカーさんのほうでまず原則保証というふうなことで、基本的には町あるいは町内会の持ち出しがなくなります。その後の制度改正等によってまたこれやるのかというふうな話の部分もあるんですけれども、その辺については今のところ私は何とも言えませんけれども、ただ条件、制度あるいはそういった条件の中で有利であるというふうなことであって、町、町内会も有利であるというふうな補助金等が出てくれば、交換、更新も考えられるのではないのかなというふうな思いではいます。今のところは、今お話しした答弁でお許しをいただきたいと思います。

馬場議長

14番。

質疑

14番

(松林義光君)

ある町内会で積み立て100万円以上、知っていると思います。その町内会の総会で、そのエバーライトを更新する際に、町内会でなぜ負担しなければならないのか、その根拠を示せと、町内会の役員の方々が追求されていましたけれども、そういうこともありますので、まちづくり防災課長、先ほども話が出ていましたけれども、3月で定年でございますので、その後の引き継ぎ、きちんと町で持つのか、町内会で負担するのか、その辺をよく議論して引き継ぎをしていただきたいと、こう思います。これは答弁は結構です。

馬場議長

11番、西館芳信議員。

質疑	11番	17ページ総務費の5項1目の選挙管理委員会費です。関連で
	(西館芳信君)	申しわけないんですが、今般の議会ではここでしか聞けないもの
		ですからよろしくお願いいたします。
		 先月の広報でしたか、海区調整委員の選挙権のある人たち、申
		 請してくださいというのはなかったですか、私のちょっと勘違い
		かな、そこをまず一つお願いします。
	馬場議長	総務課長。
答弁	総務課長	ちょっと私も記憶にはないんですけれども、確かにでも海区の
	(田中富栄君)	関係は、毎年農業委員と同じで選挙権のための申請の受け付けは
		行っております。
		以上です。
	馬場議長	11番。
質疑	11番	その選挙管理委員会で、その名簿を整理するわけですけれど
	(西館芳信君)	も、従前と何か違う整理の仕方をしておりますか。それとも、こ
		こ何年間全く同じだというふうに課長は記憶しておりますか、ど
		うでしょうか。
	馬場議長	総務課長。
答弁	総務課長	この選挙権のことで、前に私、行政管財課のときも若干選挙に
	(田中富栄君)	携わったときも課題にありまして、なかなか本人が申請していな
		いのに上がっているとかということもあったりしておりました
		ので、その辺については漁協のほうとも話をして、申請をしてち
		ゃんとするようにという話は申し入れをしているというふうに
		聞いております。
		以上であります。
	馬場議長	11番。
質疑	11番	そういうふうな手がちゃんと打たれているということであれ
	(西館芳信君)	ば結構です。皆さん、何の話をしているのか、これだけだと全体
	(西館芳信君)	ば結構です。皆さん、何の話をしているのか、これだけだと全体

飲み込めないと思いますけれども、私がそちらの席にあったと き、前回の選挙では、ここは第2管区だっけか、この中で、例え ば東通だとか三沢だとか八戸だとか、そういう各組合に比べて、 うちの百石漁協だけがもう突出して選挙権を有する人たちが多 かったわけです。これは、漁協の組合員の資格とも違って、もう ちょっと広く解釈して選挙権を与えるということで、確かに組合 員よりは多いんですが、余りにも突出していて、これでその年は 選挙やりました、やって終わった後、私としては、これほかの例 えば次点だとか落ちた人たちに、何でおいらせ町だけこんなに多 いんだというふうにクレームつけられたら、これどういうふうに 処理していこうかということで、当時の総務課長とううんという ふうにうなった経緯があります。私が言うのは、同じ轍を踏まな いでほしいということだけですので、ひとつよろしくお願いいた します。

馬場議長

ほかに質疑ございませんか。

7番、楢山議員。

質疑

7番

(楢山 忠君)

20ページの民生費のところなんですが、聞きたいんですけれ ども、区分の13の委託料ということで、開所時間延長促進事業 委託料というふうなことで、これが延長保育事業委託料になって いるわけなんですが、これはもう実行されているのですか、それ を教えていただきたいんですが。

馬場議長

町民課長。

答弁

町民課長

(小向仁生君)

質問にお答えいたします。

開所時間延長促進事業委託料6,847万4,000円と、延 長保育事業委託料の関係なんですが、ご存じのとおり、昨年皆さ んから議論いただいておりました子育て三法が改正になりまし て、4月1日から施行されております。その関係でもって、保育 緊急確保事業費補助金から子ども・子育て支援交付金の名称変更 に伴って、この名前が変えられたというふうなことで、中身につ いては同じ事業でもって行っているところであります。

以上です。

	馬場議長	7番。
質疑	7番	その中身を、私はちょっと把握していないもので、これは各保
	 (楢 山 忠君)	育園が開所時間が長くなっているというふうに解釈すればいい
		のですか。何時から何時までというふうな、もしそれらを教えて
		いただければ。
	馬場議長	町民課長。
答弁	町民課長	全施設、保育園で行っている事業で、以前からずっと継続で行
	(小向仁生君)	っております。たしか6時から6時半までの30分間が延長され
		ているというふうなことであります。
		以上です。
	馬場議長	7番。
	11. 13. 13. 13. 13. 13. 13. 13. 13. 13.	н ш о
質疑	7番	そうですか、6時30分だけですね。もっと遅い時間までとい
	(楢山 忠君)	うふうな話がいろいろあったりしたことがあったもので、それら
		に 7 時過ぎまでやってもらいたいというふうな要望があったり
		したもので、それらになっていたのかなというふうなことで今確
		認をしました。わかりました。
	F-10-24 F	
	馬場議長	ほかに質疑ございませんか。
	(議員席)	**なしの声** なしと認め、第1款から第5款までについての質疑を終わりま
	馬場議長	なしと認め、第1級から第3級までについての負疑を終わります。
	馬場議長	次に、第6款農林水産業費から第11款災害復旧費までについ
		ての質疑を受けます。23ページから33ページです。
		質疑ございませんか。
		8番、川口議員。
rici key		
質疑	8番	まずは、24ページの商工業振興費の中の地場産米・酒の消費
	(川口弘治君)	PR推進補助金、これの補助金の内容をお知らせいただきたいと

思います。

次に、28ページなんですが、災害対策費、これ議長、大変申しわけないですが、お許しいただければ関連した質問になるんですが、きのうの西館芳信大先輩と町長とのやりとりを聞いていまして、タワーの件でしたが、当局の説明、当初のその災害計画に絡んだ説明も、タワーの説明も含めてですが、我々あの当時に12月定例会であそこにタワーを当初の計画のところを、これは芳信議員は当局側で我々に説明をしていました。そのときの説明と、その復興庁、国の補助金の内容とかケンケンガクガク、その賛否両論ありまして、採決まで行って前のタワーの設置予算組みにまでやった経緯があります。町長がかわりまして、昨年の3月に就任されて、4月から6月、たったこの2カ月間の間で、今度、今現在も進行、まだ進行、建設行っておりますが、その場所に移転になった。

きのう2人のやりとりを、お二人の当事者、当局側の当事者側 のその2人のやりとりを聞いて、私ばかりではない、我々議員、 当時聞いた説明を、皆さんから当局から担当課から聞いた説明で ない、こういうこともあったのかと、新年度新しい今の町長にな ってからの説明も、こういうことがあったのかと、全協で聞いて いるときの説明と、担当課の説明と、国のこういうことがありま したという話、本来きょう議会前に議長にちょっとお願いをしよ うかなと思っていましたが、なんでこういうふうな説明が、その ときそのときの説明と内容が変わる、ものが変更していく、おか しいと思いますよ。こういうやり方、進め方、説明の仕方、よろ しいでしょうかね。全く違う内容の話を、お二人のやりとりを聞 いて、それに対して、説明に対して我々議会は真剣になって反対 もあれば賛成もあるという議論をして、その事業の執行を、町民 の命を守るというふうな大事なことでございましたので、その 辺、何と質問、お答えしていただければいいのかわかりませんが、 何でこういうふうなやりとりになるのでしょうか。そこのところ を何か感想ありましたらひとつ、町長でもいいですからお願いし ます。

馬場議長

商工観光課長。

答弁

商工観光課長

(澤田常男君)

それでは、ただいまの質問にお答えいたします。

地場産米・酒の消費PR推進補助金の内容ということでございますが、これは農酒会のほうへの支援という形になりますけれども、「穂の泉」の商品の販路拡大、それから地場産米であります「まっしぐら」の消費拡大ということで、セットにした商品を開発して売り込んでいこうということで、それの商品パッケージの製作費とかのぼり旗等を製作していくものに対して支援していくものであります。

以上でございます。

馬場議長

副町長。

答弁

副町長

(柏崎源悦君)

多少もしかしたらずれているところが出るかもしれません。私 も途中からでそれぞれ説明して、100%でない部分もあるかも しれませんですが、私もあのきのうのやりとりをいろいろ聞きな がら、自分としてもじくじたるものがあるんですが、引き継いだ 計画書等から見ていくと、これは俗に言う今の地方創生もそうで すが、制度ができて国が特に景気対策とかそういうものについて は急げとかといったことで、国の政策を年度途中で決めて、とり あえずまず頭出しをしろと。これが、いわゆる何でもいいから出 せと、とりあえずまず上げろと、メニューを可能性がありそうな ものをばんばん上げろと、その中からある程度絞って、これにい こうかと、こういうふうなやり方をして、その後に正式な補助申 請がされていくわけです。それまでには国のほうが、どちらかと いうと急いだものについては、いろいろな補助制度の補助採択基 準というのがあるわけですね。目的に沿ったものでなければなら ないし、いろいろな細かい基準が出てきまして、それらを審査し て補助採択事業費が認定されるわけです。

今のものは、やっぱりそういう経過の流れの中でやりとりをしている間に、やっぱり採択するほうは向こうです。ただ、そのいろいろなやりとりの中で決めるのは、もちろん町の事業ですから町が責任持って決めているわけですので、そういう流れの中で変わってきているなと。なぜ変わるのかというのは、前段でもきのうも話しましたけれども、制度が変わったり、タワーの例でいうとマニュアルが変わったり、それから基準の設定、特に大きいの

は当初災害基本法ですか、それでやってきたものが、L2という 学者の見解が出て、それに基づいた避難対策に変えていかなけれ ばならないというふうに状況が変わっていっていますから、それ に合わせた内容でこちらも変えていかなければならないという 条件が付せられるわけで、そうすると、やっぱり常に動いていま すから、それに合わせて認定してもらうために変えていかなけれ ばならない。そこが、あのとき聞いたのと変わるなと、変わった なというふうに思われているのかなというふうに、何で変わるの かということについてはそんな感じがしています。

ただ、変わった時点では随時、もちろん今回のタワーもいろいろ話題になっていますけれども、それぞれ議員の方々にも説明したりし、住民にも説明したというふうなつもりで、自分は就任してからやってきたつもりですが、そこの部分でやっぱり動いているというところを、事務方のほうの側からすると理解してもらいたいなという部分がありますので、よろしくお願いいたします。

馬場議長

8番。

質疑

8番

(川口弘治君)

地場産のそのお酒のPRの、私も試飲会に行ってきました。非常においしいお酒でした。そのファンの一人として、大いに地元の米で地元の生産者、代表はうちの町内の方です、大いに応援したいというふうに、こういう補助金がついていただいたというのは非常に喜ばしいかなと。もっと「穂の泉」、拡大してPRできれば、生産の範囲が限りがあるというふうには聞いていましたけれども、そういうふうに願っております。

関連のやつで、しつこく聞いて大変申しわけないんですが、副 町長ね、きのうは芳信議員はかなり優しく言っていると思いま す。あの震災当時、復興庁とのかけ合いで、なぜあそこの位置に タワーになったかというふうな話は、我々に受けている説明、あ と復興庁、国の指導は、津波が来たところ、範囲のまずエリア、 そして川は絶対渡ってはいけないというのが原則だったんです ね。

きのう、新しく変わりました、明神川の橋が補強されたから、 補強されることにまだなっていませんから、これからなるでしょ う。あの橋が補強される、されないは関係ないんですよ。最大波 が来るのは確かに50分云々というふうに言われています。ところが、前回の津波のときには何波にも分けて数珠つなぎのように 波が上がっていっているんです。1波、2波、3波というふうな ので波がどんどん高くなっていく。最大波であれくらいの規模の もし予想されるとすれば、1波でももうあの橋を、道路を超えて 上がってくるんです。それだから、橋は渡ることはできないでし ょうと。それが、予算でどうのこうのと変わった、どうも納得い く、もう建っていますけれどもね、そのやりとりを何でその変わ った経緯のその説明が一貫性のないというか、そういうふうなイ メージを受けるんですよ。

報告書には、そういうふうに書いているとは言うんですが、その2年、恐らく被災当時の成田 隆町長、副町長西館芳信さんの、2年くらいかけて、あの被災があって大変苦労されて、町当局もまた町民も大変な思いしてああいう計画を立てて、国とかけ合った。そういうふうに私らは説明を受けて、何であそこなのというのはあったんですよ、確かに。でも、それ以上はできません、また現実、そういう現状が出てきます、明神山に上がるというなんて川口地区、堀切川一部、とてもあそこには避難できないという、そういうふうな認識で計画をつくったんですよ。変わるんですかね。

これ議長、お願いであれなんですが、我々も当局の説明を聞いて、それに対して議論して、賛否両論、決をする議会です。やはり、当局のいかに国のその説明がどうであったかとわからない部分はあるにしろ、話せる部分があるにしろ、なしにしろ、時々で半年もしないですぐまた要求が変わったとかという、そのとき、そのときには議会は積み重ねです。この積み重ねの過程を、国のイッシュウしたそういう話で、どう理解して我々は町民に説明をつれけばいいかわからないんですよ。議会と当局側との、やはりそういうある程度すり合わせというんですか、そういうふうなものを議長としても、議会として今後議会運営にかかわる話で、何とかその辺もっとすり合わせをやっていただけるかどうか、その辺ひとつ要望したいと思いますがいかがでしょうか。

馬場議長

副町長。

答弁

副町長

(柏崎源悦君)

やはり、今なぜ変わったか知らないと言われると、ちょっと疑問に思うんですが、平成26年4月2日に議員全員協議会を開いていまして、そのときに変更についての説明をしていますね。主な理由が、避難距離の拡大とか明神橋の耐震化、それからコストの縮減等というようなことで、図面も距離も詳細なものを出しています。

確かに、一般町民にはわかりにくい、その説明したかと思った らすぐ変わるということはわかりにくいことかもしれませんで すけれども、きのう西館芳信議員と町長のやりとりでもメインの テーマになったように、マニュアルが変わったことは確かなんで す。マニュアルについても、その根拠について、その後ご指摘あ りましたから勉強もさせていただきましたけれども、災害基本法 に基づくところの、いずれにしても国の指針があって変えてきて いるわけで、それに合った内容で、そしてそれを踏まえて国から はあわせて事業費が高過ぎるのではないかというご指摘、それか ら単独費がたくさん出ていますよと、目的外の部分がありますか ら、補助対象にならない部分がありますよと、どうしますかと、 それからランニングコストが大きいとずっとかかりますよと、そ れらのことを国のほうに言われて、いろいろこちらで検討した結 果、その制度の変更等に合わせて可能な範囲で落としていきまし ょうというようなことで、国と折衝を続けて変わってきて、それ らの内容については今までいろいろ疑問を持ってご指摘を、お叱 りもされたんですが、とりあえず議会とも多数のご理解を得て、 今の補助申請をして採択を受けて、現在地に建てているというふ うな手順で流れてきているというふうに思います。

確かに、この案件はいろいろ変化はあっていますけれども、そういう流れで、こちらもきのうも話したように、何も好きこのんで変えようとか、西館議員はいろいろ最後のあたりで要因を指摘したりしていましたけれども、純然たる今の説明の中での国の補助採択の申請の中で、それらをクリアして採択してもらうために一生懸命やった。それが変わったのが、能力がなかったと言われればそこまでですけれども、そういう努力の積み重ねの結果の今の現在でありますし、皆様にもその都度説明はしてきているつもりですから、何とかご理解いただきたい。いろいろ動くということについては、この補助制度とか政策についても、先ほど多子の

祝金についてもそうですけれども、常に状況を見て、変えるべき はやっぱり皆様とご相談申し上げて変えていかなければならな いというふうに先ほど答弁したばかりですけれども、そういうふ うなところは当然出てくるのではないかなというふうに思いま す。

馬場議長

8番。

質疑

8番 (川口弘治君)

前にも全協のときにもお話させていただきましたけれども、手 続の問題ですね。役場、行政のスタイルとして、果たして妥当か どうかというふうな、そういうふうなこと、私はそういうふうに 感じるんです。

例えば、変更するにあっても、当初つくられた1年、2年かけ て計画そのもの、町民まである程度説明までしてつくられたもの があったわけですよ、就任前に。就任して、国からそういうふう な要望があったにしても、町民に対しての説明、いろいろな形で 段階を踏む手続というものが本来あるべき、それが2カ月足らず で今も計画があそこの場所になってしまったという、そこの手続 上のそのやり方ですね。行政として、果たして妥当なんですかね と。というのは、いろいろな懸案事項を我々町民から負託を受け て、当局側に、ここを直してちょうだいね、これやってちょうだ いねといろいろな懸案事項を抱えて訴えています。だけれど、そ れに対しての回答は、予算が限りがございますから、常にそうい う回答でなかなか改善できない。これは手続だから、これはどな たが町長になっても、簡単にその貴重な大事な税金を使うわけに はいきません。そういうふうなので、何でああいうふうなのが急 に変わって、命がかかっているのに関して、そこがどうもちょっ と合点がいかない、納得がいかないところで、国が変更する、そ れにしても国は一旦出すというふうな話を詰めてきて、それを、 じゃあ予算をもっと削ってくださいという話は、どうなんですか ね、事実的にはそういうことが本来あるんですかね、国がやっぱ りそういふうに変わってきたんですかね。

いや、ちょっと待ってください、本当に長くて大変失礼ですが、 これはちょっと進め方云々というふうなのは、先ほど議長にもお 願いしました。議会とよくよくやっぱりその案件として上げてく るものに対しても慎重に議論をできるような、そのとき、そのと きで変わるようなものというのは本来あり得ない話で、積み上げ てきたものがなくなってしまいます。そうですよね、住民に私そ ういふうに説明しているわけですから。そういうことのないよう に、ひとつこれはまた別なあれで追求させていただきたいと思い ます。

馬場議長

副町長。

答弁

| 副町長 | | (柏崎源悦君)

決して十分だというふうには思っておりませんから、いろいろ ご指摘は検討されていきますけれども、ただあのとき判断したの は、わかってもらっていると思っていましたけれども、結局補助 採択申請されなければならない、もう3年経過した後、残り2年、 1年半ぐらいになっていまして、もし間に合わなくて採択されな ければ、私が来た時点では第9回の申請にも間に合わなくて、1 0回の申請に持っていっているんですけれども、ここで採択にな っていかないと、附属してやっていました効果促進事業ができな くなると。では、これをやめるわけにはいかないなというような こと等もあって、確かに2カ月間ぐらいの間でやっているのは非 常に厳しいもので、十分だったとは自分でも思っていませんけれ ども、ただ変更の部分は、もう補助採択される前に公表されてい ましたので、結局変更しなければならないし、そのために変更し たことについて、当初のプランに比べるとどうしても縮小されて いますから見劣りしますので、新聞等においても非常にたたかれ て、なかなか自分としては不本意な部分があるなという思いはあ りますけれども、そういう経過の中でやっぱりトータルで、町長 言いました総合的に判断すると、何が最も町のためになるのかと いう判断をさせていただいたつもりでございます。決して、いろ いろ不満が残っているように、十分だというふうには思っており ませんけれども、できれば時間をとりながらよく話し合いをし て、これからの事業についても進めていくようにしたいというふ うに思っております。

馬場議長

お昼のため、1時30分まで休憩します。

再開後、同じ第6款から会議を再開しますので、1時30分に

ご参集ください。

(休憩 午後 0時10分)

馬場議長

休憩前に引き続き、会議を再開します。

(再開 午後 1時30分)

馬場議長

なお、町当局より、説明委任者について、松林由範環境保健課 長から、赤坂千敏環境保健課長補佐に変更する旨報告がありまし たので、お知らせします。

それでは、午前中に引き続き、第6款、農林水産業費から第1 1款、災害復旧費までについての質疑を受けます。

9番、吉村議員。

質疑

9番

(吉村敏文君)

9番、吉村です。

9款の災害対策費に関連いたしまして、きのうから、また午前 中からいろいろと議論を聞いているわけなんですが、私が聞いて いて一番わからないその部分が、おととしの12月議会におい て、この避難タワー一番のポイントは、浸水地域ではだめなんで すかと、別なところに移してのドームとかそういうふうな形にな りませんかと、そしてまた堀切川地区のほうに幾らかでも寄せて 建てたほうがよろしいのではないですかというふうな質問をい たしました。そのときには、どうしても復興庁の意見として浸水 地域でなければだめだと、そういうふうな大前提があるので、そ こは動かせませんというふうな説明を受けて、そして地盤調査を やり、また予算を議会で決議したわけであります。そして、昨年 の6月議会において、場所が移ったと、移転をしたと。その話は、 そのときの町長さん、副町長さんおりませんので、当時のまちづ くり防災課の課長さんにも、その移った経緯、それを説明してく ださいと何度も申し上げたんですが、納得できる説明は受けなか ったというふうに私は記憶しております。

いずれにいたしましても、今の話を聞いていると、時の当事者が復興庁との交渉の中、そして今、現執行部の方が復興庁とのやりとりの中で決まったこと、私たちは議員の立場とすれば、その経緯が全然わからないんですよ。それを説明してくださいと言っても、説明はできない。まるでブラックボックスの中の話をされているような気がしております。

まず、もう一度説明をお願いしたいと思うのは、なぜあの場所

が、絶対浸水地域でなければだめだという場所から浸水地域でなくてもいいところに移ったか、その経緯を明確に説明できればお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

馬場議長

まちづくり防災課長。

答弁

まちづくり防災課

長

(松林泰之君)

お答えをいたします。

まず、当初のタワーの事業計画でありますけれども、当初のタワーの計画については、いわゆる津波影響開始時間14分というのが公表されていました。そして、その中で逃げられる目安とするものが、マニュアルの中で目安とする距離は500メートルというふうなことになっていました。これらからいくと、当然もう浸水地域の中でなければタワーはだめだというふうな解釈のもとで、その浸水地域500メートルという経緯に至ったというふうになっています。

そして、今回変えたのが、その後マニュアル改正、これは法律等の改正に基づき、いろいろと趣旨になるものが改正されるわけですけれども、その後改正によりまして、500メートルを目安とするという文言がそのまま残りましたけれども、そのほかに避難可能距離の算定に当たってという解釈の中で、いわゆる影響開始時間を基本としつつも、それがすぐ津波として来る時間でない場合は、例えば川口地区では最大波は52分というふうなことになっています。この52分の中で避難できるのであれば、これも一つの解釈としてできると、そういう考え方のもとに、マニュアルの趣旨等の変更に基づいて川口地区の避難困難地域の移動距離を計算した結果、明神山までの避難は可能となるということから、そこの部分での浸水区域から高台のほうに移転という考え方は、このマニュアルの考え方に基づいた試算に基づくということでございます。

馬場議長

9番。

質疑

9番

(吉村敏文君)

課長、私の解釈は、とにかく津波が来た浸水地域でなければだめだと、これがまず一番の基本だというふうな説明を受けて、私はそう理解しているんです。なので、あの場所から移すわけには

いかないというふうに理解しているんです。あの場所においては、川に挟まれた地域であるので、避難できない人が、もしできる人がいれば避難してもらって、逃げおくれる人もいるかもしれないので、通行車両等もあるので、そういう人が避難するためにもあの場所が必要ですよというふうな説明を受けてきているわけです。

それが、マニュアルが変わったから明神山でいいというふうに 今現在は変更になったわけですけれども、その辺のところがもう 少しわかるような形、一番のところは復興庁が浸水地域でなけれ ばだめだというのが、そうでなくてもいいというふうになったそ の経緯、それがもしわかれば、うちらのほうで、行政サイドで判 断したのではなくて、復興庁のほうでそういうふうな判断をした わけですか、それとも町側がそういう判断をしたんですか。これ が大きく違いますよ、意味合いが。その辺のところをもう一度お 願いします。

馬場議長

副町長。

答弁

副町長

(柏崎源悦君)

それでは、お答えします。

担当課長、距離とか計算の方法等細かくお話ししましたが、まず全体の組み立てからいきますと、このいろいろな仕事をする上にもとになっているのが災害対策基本法だというふうに思っています。その中に、防災基本計画を国がつくっているわけでございまして、それで東日本の震災が発生してから、いろいろなその計画が変更になってきております。その基本計画の中身が、平成25年3月に津波避難対策推進マニュアル検討会報告書というのが消防庁から出て、これに基づいて基本計画、これはきのう根拠がどこにあるかというのと関連するわけですが、これ大体1本でいろいろ勉強されてもらったら、それが全部に関連するようにできているんですけれども、その報告書の中で津波避難では時間と余力のある限り安全な場所を目指すことと、こういうふうに変わったわけです。

その前は、浸水区域というのはいろいろなその言葉の表現があったと思いますけれども、先ほど課長が言ったように500メートル程度をめどにすると、それは大体浸水区域だよといったとこ

ろと同じだったから、そういう表現をしたのかもしれませんですけれども、いずれにしてもその前の基準は、避難できる限界の距離は最長でも500メートル程度を目安とすると、こういう基準になっていたのが、時間と余力のある限り安全な場所を目指すこととすると。

それから、道路については橋梁の耐震性の、それまではだめだったみたいですけれども、橋梁の耐震性の確保や周辺の建物の倒壊、転倒、転落物により危険がないかを確認したものであればいいというような解釈に変わってきています。それに合わせて、今度コストを計算しながら、いろいろどういう方法があるかというのをやっていったら、あの明神山でも大丈夫だよと、そうすると建物もコストは半分に、高さは低くなることによってコストも下がるよというようなこと等をいろいろ議論して、たくさん前段でもきのうからも話したようにいろいろあるわけですけれども、そういうのをやって今の結論になってきているというふうに理解していただければと思います。

馬場議長

9番。

質疑

9番

(吉村敏文君)

今の説明で、非常に残念なんですけれども、去年の6月議会のときに今のような説明を受ければ、全部はなくてもある程度の理解はできたのではないかなというふうに思います。昨年の6月のときには、説明がもう180度違うわけですよ。それのときに、今みたいな、今でも全部100%理解はできないとは思いますけれども、そういうふうな今の説明のような形をしてもらえれば、こんなに食い違いはなかったと思いますよ。

私は、私の地域も私自身も被災を受けています。だから、あの地域にはタワーは絶対必要ですよ。ですから、私は一日も早くつくってもらいたいと、そういう思いですよ。そういう思いで賛成をしてきましたし、これはそういうのだったらしようがないだろうと、とにかく人命が大事なわけですから、そういうふうな思いでやってきたわけですよ。だから、私も被災を受けた人間とすれば、本当は二川目につくってほしいんですよ。そういうわけにもいかないと、いろいろ考慮した場合には川口地区、あの地域が一番だろうと、それには一日も早くつくってもらうべきだというふ

うな思いで、今まで議員としてこの議論をしてきたつもりでございます。

ですから、今のような説明を受けて、100%納得したわけではないですけれども、ある程度の理解はできたというふうに思っております。ですから、これを契機に、これからいろいろなまた事業が出てくるとは思いますけれども、そのときには今のようなある程度のその理解ができるような議会のかけかた、議会に計らう、そういうふうな手法をもって、議会サイドと行政サイドと真剣にその町の行政に対してやっぱり議論していきたいというふうに思いますので、その辺のところを要望して終わります。

馬場議長

ほかに質疑ありませんか。

4番、髙坂議員。

質疑 4番

(髙坂隆雄君)

私も、28ページのところの災害対策費についてお尋ねをしたいんですが、きのうの一般質問、きょう午前中からの質疑、午後の今の方の質疑をお聞きしていまして、現状どうなっているのかとなりますと、やはり大分建設は進んでいるなということと、昨年の第3回定例会、津波避難タワー建設費用計上ということで全会一致で可決と、こういう議会だよりももう既に発行されております。

私がここでお尋ねをしたいのは、午前中の副町長の答弁で、変更になった経緯は説明はわかるつもりでおります。それでお尋ねをしたいのは、きのうの西館芳信議員の一般質問の中で、当初計画6億5,000万円の中にエレベーターは当然あって、さらにるるいろいろな設備の構想があって、さらには道の駅までという言葉も出たように思います。ですから、当初の計画がどうだったのか、いまいち細部が私はわからないんです。

もう既に変更になって、工事が新しい構想のもとに津波避難タワーが建っていますので、今さらどうのこうのではないですけれども、当初の計画がどうであったのか、それから6億5,000万円の事業費は全額に近く補助金で賄われると我々は当初思ったわけですが、きのうの答弁の中では補助率はそこまでいかないよと、多額自己資金が必要だよというお話もありましたので、その辺の補助率なんかわかればお知らせをいただきたい。これは、

変更になった今の津波避難タワーとの比較ができますので、ぜひ よろしくお願いします。

馬場議長

まちづくり防災課長。

答弁

まちづくり防災課長

(松林泰之君)

それでは、タワーの当初の概要ということでございますので、 概要のほうを答弁いたします。

まず、当初タワーの総事業費といたしましては、6億5,00 0万円程度のタワーの構想でありました。そして、その分についてはRCで約地上20メートルほどというふうなことで、5階のほうに倉庫、トイレ、エレベーターを設備、面積としましては200平米、そして避難階段は内部及び外に2カ所、屋上に気象観測装置、定期観測用ビデオ装置、警報装置あるいは太陽光発電パネル設置、あるいは太陽光の自家発電、あるいは200人が利用できる浄化槽、貯水槽、こういうふうなものの内容のタワーを、まず頭出しをするためにこういう中身のタワーで進めたと。事業費にしましても、6億5,000万円の中には本体で大体約4億円、地盤改良で6,000万円、設備として5,000万円、外構として5,000万円、調査設計といたしましては7,650万円、用地取得費として2,100万円、計の6億5,750万円というふうになっています。

この時点においては、あくまでも補助率というのはまだなくて、あくまでも避難困難地域の川口地区の人たちは、どうしてもその逃げる場所というのが高台がないというふうなことから、避難タワー構想というのが出てきたというふうなことと私は思っております。

そのために、まずは補助対象になるか、ならないかは別としても、避難だけではなくてこういうものも含めた形で、とりあえずは頭出しして要望してみましょうという形でのタワーのイメージ構想であったというふうに思います。その後、これが全て予算がつくわけではなくて、これに基づいて申請をして調査設計費というのが、当然その中の第一段階として調査設計というのが出てきます。その調査設計に基づいて、この構想の部分をやるわけですけれども、この過程におきまして、いわゆる補助対象、補助対象外というのがここで振り分けされるというふうなことになっ

ていくと。ですから、あくまでも6億5,000万円が当初から、できれば復興交付金、全て国からの事業でもって進めたいという思いでのタワーの構想であったというふうに私は理解しております。

補助率については、復興交付金で100%になります。最初、75%が交付金として来て、後の25%は後で交付税として町に入ってくる。ですから、実質ゼロというふうなことになります。

馬場議長

4番。

質疑

4番

(髙坂隆雄君)

急げということで、最初のメニューをラフに計上というか計画 した。その流れの中で、採択されれば補助率は100%、ところ が採択されない内容も多分含まれると思われますので、そうなっ た場合は自己資金を出すということになると思います。

町政が去年の3月の末に変わりました。そのときに、町長はきのうの答弁で、大分持ち出しがあるんだよと。要するに、当初の成田町政時代に当初計画書を復興庁に出した時点から月日がたっていまして、大分変更もある、町政が変わった、その時点で当初の計画どおりいくのであれば自己負担もふえるんだと、こういうことでしたので、であればその時点で、去年の4月であれ5月であれ、当初計画を進めたとすると、国からの認められるお金がどれくらいで、要するに持ち出しがどれくらいであるか、補助率が大体見えると思いますから、その辺はどういうふうにお考えでしょうか。

馬場議長

まちづくり防災課長。

答弁

まちづくり防災課 長

(松林泰之君)

当初のこの構想の6億5,000万円を進めた場合というふうなお話で、この内訳として、この中で対象と思われるものというのは本当の避難室というふうなことであって、復興交付金対象というのが3億6,200万円ほど、単費部分として2億9,500万円、この時点ではこういう試算が、単費として持ち出し2億9,500万円ほどの試算になるよというのが出ております。ですから、極端な言い方をすると半分半分という形のタワーの構想であったということでございます。

	Ι	
	馬場議長	4番。
質疑	4番 (髙坂隆雄君)	今3回目、最後になりますので、当初の計画どおり、余り違わずにいこうとすれば約半々の割合だよということで、将来のランニングコストも考えて変更したというのが一つの理由と、きのうお聞きしました。 道の駅の構想もあったとか、そのほかもその津波避難タワーを核としていろいろな要するにまちづくりにも使うんだというような内容のお話もきのうされていましたが、そういった具体的な計画が、ほかにどういうのがあったのかお知らせください。
	馬場議長	まちづくり防災課長。
答弁	まちづくり防災課 長 (松林泰之君)	私は、この避難タワーに関しては、今話した構想だけというふ うに捉えております。
	馬場議長	7番、楢山議員。
質疑	7番 (楢山 忠君)	避難タワーのことについては、きのう、きょうとかけていろいろ聞きました。だけれども、現実にはもう物は建ってきて、11月には完成するのですか。であるならば、まずそれに向かってどういうふうな形で避難態勢をどうするか、ああするかというふうなことを含めて、それを有効に使うことを考えていただきたいと思います。 私の質問は、避難タワーのことではありません。31ページ、
		私の質問は、避難タリーのことではありません。31ペーシ、 教育費のことなんですが、6の文化財保護費の中で、これは避難 タワーのことではないとは言うものの、実は今、戦争遺跡という ふうなことが話題に上がってきています。産業遺跡というか、遺 跡登録の関係で、遺跡を登録しましょうと、戦争時のいろいろな 防空ごうなりなんなりを、というのが大きく話題になってきてい ました。したがって、どうですか、あの明神山の防空ごうの状態 はどのようになっていますか。避難タワーの基礎の部分のそれで

変わってしまっていましたか。

·	T	
	馬場議長	答弁を求めます。
		社会教育・体育課長。
答弁	社会教育・体育課長	私が目で見て知りうる範囲内では、明神山に防空ごうらしき空
	(北向 勝君)	洞跡地はないかなと思っております。以前、小学校時代、私も百
		石にお世話になった時代に遠足で訪問した当時は、横道地区に防
		 空ごう跡は見た記憶があります。明神山には防空ごうらしきもの
		はないように記憶しています。
		以上です。
	医扭簧巨	7 平
	馬場議長	7番。
KKP7		
質疑	7番	それはないと思いますよ。タワーを建てるときに、あのタワー
	(楢 山 忠君) 	の下には防空ごうがあるはずだから、その基礎の部分をどうしま
		すかというふうなことで私も質問した経緯があったし、あれはた
		だの防空ごうではなくて、魚雷艇の特攻隊用のそれだったんだ
		と、発進基地になっていたんだというふうな話まであっていまし
		た。
		それはそれとして、とにかく今おいらせ町には観光地的ないろ
		いろなあれは何も目ぼしいものがない。そうなると、そういうふ
		うな防空ごうの関係が話題になって、世界登録のそれにするか、
		しないかというなのまでなってきているので、やっぱり調べてお
		いて観光につなげられるようであれば、それもちゃんとつなげる
		ようなそれにすべきではないかなと思いまして、参考までに話し
		ました。
		とれで、もう一つ別なほうで聞きたいのがあっていました。今
		 度は33ページなんですけれども、学校給食センター建設費のこ
		となんですが、ここには広告料を10万6,000円というふう
		なことで上げていますけれども、新給食センターの状況はどうい
		うふうに、どこまでどう進んでいるのでしょうか。それを教えて
		いただけますか。
	E 1824 E	₩ 7 67-300 🖂
	馬場議長	学務課長。
答弁	学務課長	今の状況といたしましては、あの用地のほうに関してみれば、

(泉山裕一君)

皆さんにお知らせしていたとおり第一候補地、下田中学校の隣接 地のところで内諾をいただいております。今行っているものは、 基本設計の図面を作成している最中ですし、先ほどの広告料とい うのも出ていましたけれども、これは用地を買収するために税控 除するために事業認定というのをとらなければなりません。その ための作業を今並行して進めております。それらの部分が終わり ましたら、用地買収のほうにかかっていくという流れで行ってお ります。

以上になります。

馬場議長

7番。

質疑

7番

(楢山 忠君)

それらが、大体スケジュール的にいつごろどうなるというふう なことを、できたらわかる範囲で教えていてもらえれば、外部の ほうから何かいろいろな話が入ってくるのだけれども、私らが 等々わからないと、そういうふうな状況なので、それを教えてい ただけますか。

馬場議長

学務課長。

答弁

学務課長

(泉山裕一君)

事業認定のほうが、大体6カ月ぐらいかかると言われていまし たが、私どものほうで事前申請したら、そこまではかからないで 許可がおりるかもしれないという情報も県のほうから得ており ます。今私どもが目指しているのは、10月中に何とか事前協議 の書類を出して、事業認定の許可を2月ぐらいにもらいまして、 3月の段階では用地のほうの地権者のほうからの契約を結びた いなと思っております。

あと、設計図のほうなんですけれども、事業認定と並行して行 うような形になるんですが、今のところ基本設計等が上がりまし たら、用地のほうの正式なお話も含めて常任委員会のほうでご説 明したいなと思っているんですが、今私どもが目指しているのは 11月ぐらいに、あの辺のあたりにご説明できればなと思って今 努力しておりますので、よろしくお願いいたしたいと思います。

(「わかりました」の声あり)

馬場議長 ほかに質疑ございませんか。 6番、平野議員。 質疑 6番 それでは、私は29ページの負担金、補助及び交付金、百石高 校アクティブラーニング支援補助金について質問させていただ (平野敏彦君) きます。 この前の東奥日報を見ますと、9月4日に県17町村が申請と いうふうなことで、国の地方創生上乗せ交付金、県内でまずおい らせ町が手を挙げて、この交付金を受けるというふうなことにつ いて、さきの全員協議会でも説明がありました。 百石高校のアクティブラーニングについては、教材費購入支 援、それからパソコン、こういうふうな形で支援をしていくんだ というふうなことですけれども、この先行型上乗せ事業のメニュ 一、これ単年度で終わるのか、この例えばメニューを変えて高校 のほうにまた支援が可能なのか、この点について説明をいただき たいと思います。私も提案した百石高校の支援については、例え ばスポーツ活動、そういうふうなものにも今後支援をしていった ほうがいいというふうな、町のいろいろな意味でそういうふうな ことをして、百石高校と行政、今成人式でいろいろな形で交流し

馬場議長

学務課長。

聞かせをいただきたいと思います。

答弁

学務課長 (泉山裕一君)

アクティブラーニングにつきましては、現在先行型で今補正に 上げているんですが、来年度以降も同じような形の部分では、続 けられる部分に関してみれば、そのまま続けていきたいなと思っ ています。パソコンなんかに関してみれば、1回買ってしまうと しばらく使えると思いますけれども、ほかの事業はそのまま継続 していきたいと思っております。

ていますけれども、もっと他の分野でも、スポーツでもいろいろなもので町の行政とのつながりが深まる方法というのはあるのではないかというふうに思っておりますので、この点についてお

あと、メニューが変えられるのかというのに関してみれば、ちょっと私どものほうでそのメニューが変えられるかどうかというのは判断はつきにくいんですけれども、多分このままでいく

と、私ども学務課が百石高校に関して補助を支援していくという 課になるかと思いますので、スポーツ関連に関してみれば、まだ 学校ともお話ししたことはありませんのでわかりませんが、なる べく高校さんとのいろいろ対話をしながら、もし支援できるもの があれば、ちょっと町長部局のほうともいろいろ相談しながら、 少し頑張っていきたいなと考えております。

馬場議長

企画財政課長。

企画財政課長 (小向道彦君)

地方創生先行型の上乗せ分の事業になりますが、来年度から新型になります。ただ、この新型交付金が大体このくらいだというのは新聞等にも掲載されているんですけれども、本当に決まったという金額のほうは正式には来ておりません。

あと、その事業メニューについても単年度ごとに来ますので、 町としてはこれまで上げたやつでその継続したいと思っている 事業はありますけれども、本当に国から正式にその事業メニュー と金額と、それが出てきて正式な協議が始まるということになろ うかと思います。

以上であります。

馬場議長

6番。

質疑

6番

(平野敏彦君)

今説明をいただいて、来年もそうすると期待ができるなという ふうな感じを受けました。というのは、スポーツも言いましたけれども、やはり百石高校にはいろいろな文化部、スポーツ活動しているスポーツ部もあります。そういうふうな意味では、スポーツ面だけではなくて文化活動の部分では、例えば祭り、そういうふうなものにも参加をしてもらうことによって、今までにない企画、そういうふうなものが生まれてくると思います。ぜひ、この国の交付金事業を活用して、行政とそれから高校がいろいろな形でアイデアを出しながら町の活性化が図られるように期待をしております。ぜひ、町長もこの辺を学校のほうと詰めていただいて、アイデアを出していただきますよう要望して終わります。

馬場議長

答弁を求めますか。(「いいです」の声あり)

ほかに質疑ございませんか。

11番、西館芳信議員。

質疑

11番

(西館芳信君)

まず、1点に避難タワーにと言えば、皆さん辟易するでしょうから、これは私は本当に言いたいことはたくさんあるけれども、 決算のほうに回しまして、1点だけ教育長にお尋ねします。いや、 泉山課長でもいいんですけれども。

きのう、全国学力テスト、いろいろ話が出ましたけれども、これ確かに青森県、秋田県、いいですよね。いいのだけれども、これが本当の真の姿かなと私は思うんです。なぜかというと、ちらっと聞いたのだけれども、西のほうでは有名というか力のある子供たちがたくさんいる私立の学校の受験生は、たしか半分以下ですよね。これ、もし本当に新聞なんかで言われているように、全員が受けているのであれば、どういうふうな今の構成というかランクとかそういうのが変わるのか、あるいは全く影響ないのか、その辺どういうふうに捉えていますか。

馬場議長

教育長。

答弁

教育長

(福津康隆君)

この前、まずお答えした数値につきましては、あくまでも公立 学校、国の公立学校の平均と比較してということでありまして、 あと附属というのもあります、附属小学校、中学校ですね、国立 ということで。十和田にも附属中学校という、三本木ですね、こ れは国立に入ります。やはり附属関係は高いです、かなり。いい 子を集めておりますので、いい子といえばあれですけれども、学 力の高い選抜試験を行って子供たちを集めているところもあり ますので、学力的には高いわけで、そことの比較は避けた形で、 まず公立の小中学校の数値で比較して上げておりますけれども、 そのほかに私立の小中学校というのがございます。私立は私立で またあるわけですけれども、どちらかというと私立も関東のほう とか向こうに行きますと、かなり学力的には高い子を集めてやっ ているということになりますが、比較するという場合、やっぱり ある程度条件が同じようなところでないと比較できないのでは ないかなと私は思っております。いわゆる市町村立の公立学校で あれば、その市町村立の公立学校の数値と比較してみるというと

ころで私は捉えているんですが、その私立の小中学校とか国立の 小中学校と比較というか、学力がどのレベルかということでは、 ちょっと私は比較できないなと、こう思っています。

答弁になるかどうかわかりませんが、以上です。

馬場議長

11番。

質疑

11番

(西館芳信君)

国立、恐らく一般的な公立と比べると500分の1、あるいは 1,000分の1というその数の違いになると思いますから、これは別に比較云々ということではなくて、対公立と私立ということになりますと、私立のあるところの公立ということを考えた場合、公立と公立の比較というふうにおっしゃいますけれども、私立がかなりあるところの公立というのは、はっきり言って成績が大いに期待される、現状を見ればですよ、その成績のいい人たちが私立にいて、その反動として悪いというのはなんだけれども、そんなに頑張れない子供たちが公立のほうにいると、少なくとも青森県のようなところと比べてですよ。そうすると、公立と公立を比べるといっても、一緒くたにできないというふうな私は思いもありまして、どうですか、もし全部受けたとしたらどういうふうな感想をお持ちですかと。そんなに真剣でなくてもいいですけれども、よろしくお願いします。

馬場議長

教育長。

答弁

教育長

(福津康隆君)

予測で言いますと、青森県は落ちるのではないかなとは思います。なぜかといいますと、先ほど言いましたように、関東とか向こうのほうは私立のほうの学力が一応高いと、こう私は思っております。ですから、私立に入った子、あるいは国立に入った子、そこに行けない子が公立小中学校ということでのテストであれば、純粋にそれでもって比較してどうのこうのというレベルではないのかなとは思っておりますが、とりあえずああいう形で国の調査が入っておりますので、民主党時代にはですから抽出ということで、全部の小中学校は受けない時期がございました。今政権が変わりまして、また全小中学校が悉皆で調査を受けるという制度になっております。

それで、私が一番心配しているのは、そういう西館芳信議員がおっしゃるように、データだけで数値だけで見ていくと、いろいろ問題も出てくるところもあるかなとは思っております。ですから、私は青森県の先生方は一生懸命、ほかの県に比べますと熱心にそういう教育に取り組んでいると思っております。そういう点では、私立、国立が少ない中で頑張っている県だなと思っております。

以上です。

馬場議長

ほかに質疑ありませんか。

(議員席)

なしの声

馬場議長

なしと認め、第6款から第11款までについての質疑を終わります。

以上で、歳出全款についての質疑を終わります。

次に、給与費明細書並びに地方債に関する調書及び第2表、地 方債補正についての質疑を受けます。事項別明細書35ページか ら40ページ、議案書の27ページです。

質疑ありませんか。

(議員席)

なしの声

馬場議長

なしと認め、給与費明細書並びに地方債に関する調書及び第2 表についての質疑を終わります。

以上で本案についての質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(議員席)

なしの声

馬場議長

なしと認め、討論を終わります。

これから議案第59号について採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(議員席)

なしの声

馬場議長

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

馬場議長

次に、日程第10、議案第60号、平成27年度おいらせ町国 民健康保険特別会計補正予算(第1号)についてを議題といたし ます。

		当局の説明を求めます。
		環境保健課長補佐。
当局の説明	環境保健課長補佐	それでは、議案第60号についてご説明申し上げます。
	(赤坂千敏君)	本案は、既定予算の総額に歳入歳出それぞれ3,949万4,
		000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ31億5,8
		88万8,000円とするものであります。
		事項別明細書の3ページから5ページをごらんください。
		まず、歳出ですが、主な内容につきましては、平成26年度事
		業実績により療養給付費の国庫負担金の返還金等を計上するも
		のであります。
		歳入の主な内容につきましては、平成26年度からの繰越金を
		計上し、基金繰入金を減額するものであります。
		以上で説明を終わります。
	馬場議長	説明が終わりました。
		これから質疑を行います。
		質疑は、事項別明細書により行います。
		第1表、歳入歳出予算補正のうち、歳入歳出とも全款について
		の質疑を行います。3ページから5ページ。
		質疑ございませんか。
	(議員席)	**なしの声**
	馬場議長	なしと認め、歳入歳出全款についての質疑を終わります。
		以上で本案についての質疑を終わります。
		これから討論を行います。
		討論ありませんか。
	(議員席)	**なしの声**
	馬場議長	なしと認め、討論を終わります。
		これから議案第60号について採決いたします。
		本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。
	(議員席)	**なしの声**
	馬場議長	異議なしと認めます。
		よって、本案は原案のとおり可決されました。
	馬場議長	次に、日程第11、議案第61号、平成27年度おいらせ町奨

学資金貸付事業特別会計補正予算(第1号)についてを議題とい たします。 当局の説明を求めます。 学務課長。 当局の説明 学務課長 それでは、議案第61についてご説明申し上げます。 (泉山裕一君) 補正予算に関する説明書の7ページから11ページをごらん ください。 本案は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ71 万3,000円減額し、歳入歳出予算の総額を1,902万1, 000円とするものであります。 その内容について申し上げますと、歳入については、貸し付け 金額の確定により、貸付金87万円を減額、10件の寄附金や繰 越分があったことにより、積立金を15万7,000円増額する ものであります。 一方、歳出におきましては、寄附金収入を13万7,000円 増額し、また貸し付け金額の確定により、基金繰入金を150万 5,000円の減額をするものです。このほか、平成26年度の 当該会計の決算剰余金が発生することから、前年度繰越金68万 円を増額するものです。 以上で説明を終わります。 馬場議長 説明が終わりました。 これから質疑を行います。 質疑は、事項別明細書により行います。 第1表、歳入歳出予算補正のうち、歳入歳出とも全款について の質疑を行います。 質疑ございませんか。 6番、平野議員 質疑 6番 今の説明ですと、貸し付け額が決定した、確定したというふう (平野敏彦君) な説明であります。そうすると、今年度の貸し付けの高校、大学、 これらの内訳を教えていただければと思います。 馬場議長 学務課長。

	1	
答弁	学務課長 (泉山裕一君)	27年度に奨学金の貸し付けが決定された方は、大学等が10 名、あと短大、専門学校等が6名、高校生は申し込みがございま せんでしたのでゼロ円になります。 以上になります。
	馬場議長(議員席)	6番さん、いいですか。ほかに質疑ございませんか。**なしの声**
	馬場議長	なしと認め、歳入歳出全款についての質疑を終わります。 以上で本案についての質疑を終わります。 これから討論を行います。
	(議員席) 馬場議長	討論ありませんか **なしの声** なしと認め、討論を終わります。
	(議員席)	これから議案第61号について採決いたします。 本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。 **なしの声**
	馬場議長	異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。
	馬場議長	次に、日程第12、議案第62号、平成27年度おいらせ町公 共下水道事業特別会計補正予算(第1号)についてを議題といた します。 当局の説明を求めます。 地域整備課長。
当局の説明	地域整備課長 (澤口 誠君)	議案第62号についてご説明申し上げます。 議案書の34ページから36ページをごらんください。 本案は、既定予算の総額に歳入歳出それぞれ752万3,00 0円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億 4,018万2,000円とするものであります。 その主な内容につきましては、歳出では、人事異動に伴う人件 費を減額し、境田、木崎地区ほかの汚水ます設置に伴う単独工事

年度繰越金及び平成26年度流域下水道維持管理負担金の精算 に伴う還付金を追加計上するものであります。 以上で説明を終わります。 馬場議長 説明が終わりました。 これから質疑を行います。 質疑は、事項別明細書により行います。 第1表、歳入歳出予算補正のうち、歳入歳出とも全款について の質疑を行います。15ページから16ページです。 質疑ございませんか。 (議員席) **なしの声** 馬場議長 なしと認め、歳入歳出全款についての質疑を終わります。 次に、給与費明細書についての質疑を受けます。17ページか ら18ページです。 質疑ございませんか。 (議員席) **なしの声** 馬場議長 なしと認め、給与費明細書についての質疑を終わります。 以上で本案についての質疑を終わります。 これから討論を行います。 討論ありませんか。 (議員席) **なしの声** 馬場議長 なしと認め、討論を終わります。 これから議案第62号について採決いたします。 本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。 **なしの声** (議員席) 異議なしと認めます。 馬場議長 よって、本案は原案のとおり可決されました。 馬場議長 次に、日程第13、議案第63号、平成27年度おいらせ町農 業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)についてを議題とい たします。 当局の説明を求めます。 地域整備課長。

議案第63号についてご説明申し上げます。

当局の説明

地域整備課長

議案書の37ページから39ページをごらんください。 (澤口 誠君) 本案は、既定予算の総額から歳入歳出それぞれ100万2,0 00円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億3,139 万4,000円とするものであります。 その主な内容につきましては、歳出では、人事異動に伴い人件 費を減額し、歳入では、平成26年度決算の確定により、前年度 繰越金を追加計上し、これに伴い一般会計からの繰入金を減額す るものであります。 以上で説明を終わります。 馬場議長 説明が終わりました。 これから質疑を行います。 質疑は、事項別明細書により行います。 第1表、歳入歳出予算補正のうち、歳入歳出とも全款について の質疑を行います。21ページから22ページです。 質疑ありませんか。 (議員席) **なしの声** 馬場議長 なしと認め、歳入歳出全款についての質疑を終わります。 次に、給与費明細書についての質疑を受けます。23ページか ら24ページです。 質疑ありませんか。 (議員席) **なしの声** 馬場議長 なしと認め、給与費明細書についての質疑を終わります。 以上で本案についての質疑を終わります。 これから討論を行います。 討論ありませんか。 (議員席) **なしの声** 馬場議長 なしと認め、討論を終わります。 これから議案第63号について採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

なしの声

馬場議長 異議なしと認めます。

(議員席)

よって、本案は原案のとおり可決されました。

馬場議長 次に、日程第14、議案第64号、平成27年度おいらせ町介

護保険特別会計補正予算(第1号)についてを議題といたします。 当局の説明を求めます。 介護福祉課長。 当局の説明 介護福祉課長 議案第64号についてご説明申し上げます。 (倉舘広美君) 議案書の40ページから42ページ、補正予算に関する説明書 の25ページから30ページをごらんください。 本案は、既定予算の総額に歳入歳出それぞれ4,481万1, 000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ22億6,6 07万3,000円とするものであります。 その主な内容につきましては、歳出では、平成26年度介護給 付費の確定に伴う国庫負担金等の返還金を計上し、歳入では、前 年度繰越金を増額するものであります。 以上で説明を終わります。 馬場議長 説明が終わりました。 これから質疑を行います。 質疑は、事項別明細書により行います。 第1表、歳入歳出予算補正のうち、歳入歳出とも全款について の質疑を行います。27ページから28ページです。 質疑ありませんか。 (議員席) **なしの声** 馬場議長 なしと認め、歳入歳出全款についての質疑を終わります。 次に、給与費明細書についての質疑を受けます。29ページか ら30ページです。 質疑ありませんか。 (議員席) **なしの声** 馬場議長 なしと認め、給与費明細書についての質疑を終わります。 以上で本案についての質疑を終わります。 これから討論を行ないます。 討論ありませんか。 (議員席) **なしの声** 馬場議長 なしと認め、討論を終わります。 これから議案第64号について採決いたします。 本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

	(議員席)	**なしの声**
	馬場議長	異議なしと認めます。
		よって、本案は原案のとおり可決されました。
		ここで、10分間休憩いたします。それでは2時40分まで休
		憩いたします。
		(休憩 午後 2時26分)
	馬場議長	休憩前に引き続き、会議を開きます。
		(再開 午後 2時40分)
	馬場議長	日程第15、議案第65号、平成27年度おいらせ町公共用地
		取得事業特別会計補正予算 (第1号) についてを議題といたしま
		す。
		当局の説明を求めます。
		企画財政課長。
当局の説明	企画財政課長	それでは、議案第65号についてご説明申し上げます。
	(小向道彦君)	議案書43ページから45ページをごらんください。
		本案は、既定予算の総額に歳入歳出それぞれ301万2,00
		0円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ2,519万3,
		000円とするものであります。
		その内容につきましては、歳出では、洋光台団地定住促進助成
		金を増額し、歳入では、一般会計繰入金及び前年度繰越金を増額
		するものであります。
		以上で説明を終わります。
	馬場議長	説明が終わりました。
	. NO 900 时及区	これから質疑を行います。
		質疑は、事項別明細書により行います。
		第1表、歳入歳出予算補正のうち、歳入歳出とも全款について
		の質疑を行います。33ページから34ページです。
		質疑ございませんか。
	(議員席)	**なしの声**
	馬場議長	なしと認め、歳入歳出全款についての質疑を終わります。
		以上で本案についての質疑を終わります。
		これから討論を行います。

討論ありませんか。 (議員席) **なしの声** 馬場議長 なしと認め、討論を終わります。 これから議案第65号について採決いたします。 本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。 (議員席) **なしの声** 馬場議長 異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。 馬場議長 次に、日程第16、議案第66号、平成27年度おいらせ町後 期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)についてを議題といた します。 当局の説明を求めます。 環境保健課長補佐。 当局の説明 環境保健課長補佐 それでは、議案第66号についてご説明申し上げます。 (赤坂千敏君) 本案は、既定予算の総額に歳入歳出それぞれ162万5,00 0円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ1億6,021万 5,000円とするものであります。 事項別明細書の37、38ページをごらんください。 まず、歳出ですが、平成26年度の精算により、後期高齢者広 域連合納付金を増額し、歳入につきましては、平成26年度の繰 越金を計上するものであります。 以上で説明を終わります。 馬場議長 説明が終わりました。 これから質疑を行います。 質疑は、事項別明細書により行います。 第1表、歳入歳出予算補正のうち、歳入歳出とも全款について の質疑を行います。 質疑ありませんか。 (議員席) **なしの声** 馬場議長 なしと認め、歳入歳出全款についての質疑を終わります。 以上で本案についての質疑を終わります。 これから討論を行います。

討論ありませんか。 (議員席) **なしの声** 馬場議長 なしと認め、討論を終わります。 これから議案第66号について採決いたします。 本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。 (議員席) **なしの声** 馬場議長 異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。 馬場議長 次に、日程第17、議案第67号、平成27年度おいらせ町病 院事業会計補正予算(第1号)についてを議題といたします。 当局の説明を求めます。 病院事務長。

当局の説明 病院事務長 (山崎悠治君)

それでは、議案第67号についてご説明申し上げます。

議案書49ページをごらんください。

本案は、当初予算の第3条に定めました収益的収入及び支出の 既決予定額に203万8,000円を追加し、予算の総額を9億 7,494万5,000円とするものであります。

続きまして、補正予算の主な内容についてご説明申し上げます。

補正予算に関する説明書39ページをお開きください。

収益的収入の1項医業収益では、健診及び予防接種料の昨年度 実績により、3目その他医業収益に182万8,000円を追加 し、2項医業外収益では、デジタルX線テレビ装置の除却に際し 国庫補助金分を戻し入れするため、8目長期前受金戻入に21万 円を追加しております。

次に、40ページ、収益的支出の1項1目給与費では、年間の 支出見込みによる給料等の調整であり、41ページ4目減価償却 費及び5目資産減耗費では、それぞれの額の確定により減額した ものであります。

以上で説明を終わります。

馬場議長

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

本案については、議案書と補正予算実施計画により一括で質疑を行います。

議案書は49ページ、実施計画は39ページから43ページです。

質疑ございませんか。

6番、平野議員。

質疑 6番

(平野敏彦君)

今の補正のこの額を見ますと、事業収益、事業費用ともに同額 となっております。このままでいって、差し引き決算見込みはど のぐらい黒字になるのか、その点についてお聞かせいただきたい と思います。

馬場議長

病院事務長。

答弁 病院事務長

(山崎悠治君)

それでは、ご質問にお答えいたします。

現在、病院の診療収入の状況は、7月診療分までが見込みとして出ておりまして、まだ8月診療分につきましては、これから国保、社保のほうに診療報酬の請求をした段階で調定を起こしますので金額が出ますが、今のところは8月は出ておりません。

それで、7月までの実績でございますけれども、入院患者数は昨年に比較してふえております。それで、収入実績では7月までで1億8,597万円、昨年度同期に比較いたしますと1,918万8,000円の増。外来につきましては、患者数は減っておりまして、2億7,213万4,000円、昨年度実績に比較して863万8,000円の減額であります。あわせまして、1,056万円の昨年同期に比較しての増となっております。

このままの入院患者で推移していければ、赤字も解消して黒字 決算も少しは希望も見えてくると思いますが、何しろこの入院患 者数も、その年度、月によって変動いたしますので、まだまだご は楽観視できないものと思っております。

また、新しく包括ケア病床という病床の施設基準も取得しておりますが、これにつきましては、今までの一般入院に比較いたしますと、約月200万円ぐらいは増収見込みとなっておりますので、これらのものと合わせて経営を持っていきたいと思ってはおりますが、決算見込みとなると、今現在では黒字に転換というこ

とは、この場ではちょっと申し上げにくいなと、このように思っていますので、ご理解いただきたいと思います。

以上で説明を終わります。

馬場議長

6番。

質疑

6番

(平野敏彦君)

私が今なぜ見込みを聞いたかといいますと、8月24日の朝日 新聞では、消費税の病院経営に対する影響が非常に大きいという ふうなことで出ているわけです。26年度決算これらか審議にな るわけですけれども、それでもその消費税の影響を受けて、決算 額を見ても5,000万円を超える金額が赤字だったというふう に記憶しています。この朝日を見ますと、消費税8%のその増税 の影響というのは、いろいろな意味で病院経営に影響を受けて、 今まで黒字だったものが、この消費税の上乗せ分が、例えば医療 のサービスとか薬、そういうふうなものに転嫁できていない。転 嫁できないために、消費税は払うんだけれども、その分のはね返 りが全然病院に入ってこないというふうなのが新聞に載ってい るわけです。大きい病院になればなるほどその差が大きくて、医 師の人件費の減額とか、職員のボーナスの減額、そういうふうな ものも検討しなければならなくなっているというふうなことが 載っています。

私は最後に、病院の今のままですと、いろいろなほかの自治体病院が同じ影響を受けるわけですけれども、早期にこの経営の健全化を図るためには、町のほうの一般会計からの支援もしたらどうか、そしてまた病院に支援を、繰り出しをすることによって、一般会計の特別交付税の算定にこの繰り出し部分を入れて、特別交付税の増額を国のほうに働きかけをするというふうな方法で、県のほうとか国のほうにその制度の改革も促したらどうかというふうに思うわけです。そうでないと、今のままですと、私はここ二、三年で赤字解消は無理だというふうに感じております。やはり、今のままで制度の改正とかそういうふうなものも働きかけをしていかないと、病院独自ではなかなか容易な赤字解消にはつながらないというふうに思いますので、私のこの考えについて副町長どうでしょう、特交とかそういうふうな措置に、ぜひ病院会計の部分でも県や国のほうに働きかけをするというふうなこの

考え方について、意見を伺いたいと思います。

馬場議長

副町長。

答弁

副町長 (柏崎源悦君)

平野議員ご心配のとおり、非常に病院会計もこれから審議される決算の中で赤字に入っていますし、大変心配しております。もちろん法定分の繰り出しはしているわけですが、多分平野議員には、そのほかに町単でのかさ上げ分の繰り出しを増額してということだと思います。

その辺については、これまでも実例があるように、病院会計の経営状況を見ながら、必要な負担はそれぞれ協議して、当然この議会にかかるわけですけれども、なっていきますので、その辺はここで明快には言えませんけれども、状況を見ながら病院会計と調整をしてまいりたいというふうに思います。当然、繰り出すようなことになれば、交付税の算入の部分ですけれども、普通交付税では算入されているわけですけれども、特交の中でどれだけ見てもらえるかというのは、従来からご案内のように交付税はあれも算入した、これも算入したと言いながらも、総額はひとつもふえていかないというのがあの交付税の例でありまして、その辺は病院会計、ことし今のところ幸い少し明るいのかなと、決算見てみなければわからないんですけれども、その辺を見て必要になれば当然検討する、持ち出しについても、繰り出しについても検討していくことになろうかというふうに思っております。

馬場議長

6番。

質疑

6番

(平野敏彦君)

柔軟に対応するというふうなのは理解できました。事務長の言う今年度は単年度収支でゼロになったとしても、前年度の26年度の分がそのまま浮いてしまうわけです。ですから、私はぜひ特別交付税の算定の一つの数値として、例えばその繰り出し分を捉えて1回やってみると、それで特交の場合は算定基準というのはないわけで、特殊な事情、いろいろな部分があるわけですから、自治体病院の経営の厳しさ、そしてまたこの消費税の国の改正によってこういうふうな影響を受けているんだというふうなのを訴えるためにも、ぜひこの点については事務方の英知を結集して

		取り組んでいただきたいというふうに思います。答弁は要りませ
		λ_{\circ}
	馬場議長	ほかに質疑ございませんか。
	(議員席)	**なしの声**
	馬場議長	なしと認め、本案についての質疑を終わります。
		これから討論を行います。
		討論ありませんか。
	(議員席)	**なしの声**
	馬場議長	なしと認め、討論を終わります。
		これから議案第67号について採決いたします。
		本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。
	(議員席)	**なしの声**
	馬場議長	異議なしと認めます。
		よって、本案は原案のとおり可決されました。
日程終了の	馬場議長	これで、本日の議事日程は全て終了いたしました。
告知		これで、本日の会議を閉じます。
次回日程の	馬場議長	明日9日は、午前10時から決算特別委員会を開き、付託され
報告		た議案の審査をお願いいたします。
散会宣告	馬場議長	本日はこれで散会いたします。
		(散会時刻 午後 2時57分)
	事務局長	修礼を行いますので、ご起立願います。
	(中野重男君)	礼。着席ください。